

菊陽町国土強靱化地域計画

令和4年3月

熊本県 菊陽町

目 次

第1章 はじめに	1
第1節 計画策定の趣旨.....	1
第2節 計画の位置付け.....	2
第2章 基本的考え方	3
第1節 基本目標.....	3
第2節 強靱化を推進する上での基本的な方針.....	3
第3章 本町の地域特性	5
第1節 本町の概況（地理的条件、人口など）.....	5
第2節 自然環境.....	10
第3節 本町における災害リスク.....	11
第4章 脆弱性評価	14
第1節 評価の枠組み及び手順.....	14
第2節 脆弱性評価方法.....	17
第5章 脆弱性評価の実施結果	18
第1節 脆弱性評価結果のポイント.....	18
第2節 起きてはならない最悪の事態に対する脆弱性評価結果.....	26
第6章 本町強靱化の推進方針	37
第1節 推進方針のポイント.....	37
第2節 リスクシナリオごとの推進方針.....	44
第3節 プログラムの重点化.....	56
第7章 第7章 計画の推進と見直し	65
第1節 計画の推進体制.....	65
第2節 進捗管理.....	65
第3節 計画の見直し.....	65
第8章 資料編(プログラム(施策)及び強靱化施策分野(個別分野))	66

第1章 はじめに

第1節 計画策定の趣旨

本町では、これまで平成24年7月に発生した熊本広域大水害（九州北部豪雨）や平成28年熊本地震をはじめとする多くの自然災害が発生している。

こうした中、本町は第6期菊陽町総合計画前期基本計画（令和3年度から令和7年度）や菊陽町復興まちづくり計画（平成29年12月）、菊陽町地域防災計画（令和3年6月）等に基づき、防災・減災対策を実施してきた。

一方、国においては、平成25年12月11日に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号。以下「基本法」という。）」が公布・施行され、「大規模自然災害等に強い国土及び地域を作るとともに、自らの生命及び生活を守ることができるよう地域住民の力を向上させる」ため、「国土強靱化基本計画（平成26年6月3日閣議決定）」が策定された。

また、基本計画策定後に発生した熊本地震などの災害から得られた教訓や社会経済情勢の変化等を踏まえ、平成30年（2018年）12月に、基本計画の見直しが行われた。さらに、令和2年（2020年）12月には、激甚化・頻発化する気象災害やインフラの老朽化等に適切に対応するため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を閣議決定するなど、国土強靱化の取組みの加速化・深化を図っている。

国土強靱化基本計画は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、本計画以外の国土強靱化に関する国の計画等の指針となるべきものとして位置付けられ、国では基本計画に沿った取組を推進している。

本町においても、こうした国の動向を踏まえ、令和2年3月に「菊陽町国土強靱化地域計画」を策定した。

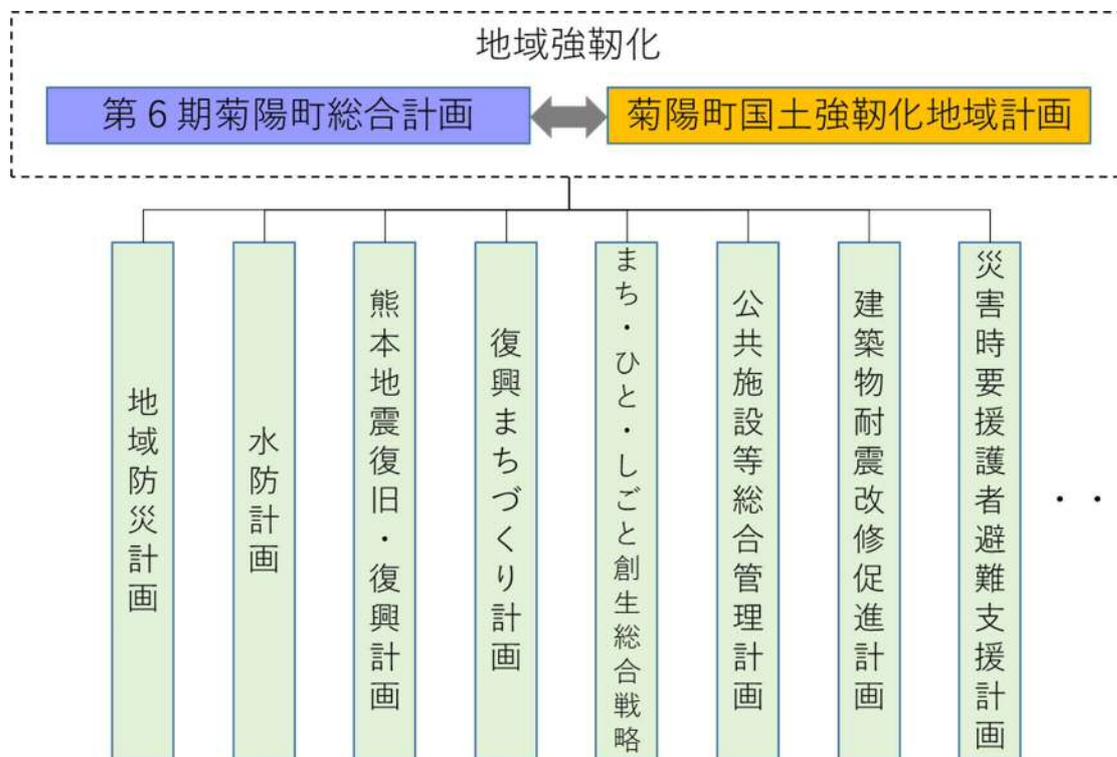
今回、第6期菊陽町総合計画前期基本計画が策定されたことを踏まえ、本計画を見直し、本町における国土強靱化の取組をさらに推進していくこととする。

第2節 計画の位置付け

本計画は、国土強靱化基本法第13条の規定に基づき、本町における国土の強靱化の指針として「菊陽町国土強靱化地域計画」（以下「地域計画」という。）を策定するものである。

地域計画の策定に当たっては、本町の地理的特性、災害リスク及び本町で過去に発生した災害の教訓などを踏まえて策定するものとする。

地域計画は、国の国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）や熊本県国土強靱化地域計画との調和を確保する。また、第6期菊陽町総合計画前期基本計画と整合を図りつつ、菊陽町地域防災計画及び菊陽町復興まちづくり計画等を各分野別の計画の地域強靱化に係る指針として位置付ける。



第2章 基本的考え方

第1節 基本目標

国土強靱化基本法第14条において、地域計画は、国土強靱化基本計画との調和が保たれたものではないとされているため、基本計画や基礎自治体として役割などを踏まえ、以下のとおり基本目標を定める。

- 1 町民の生命を守ること
- 2 町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- 3 町民の財産及び公共施設に係る被害を最小化すること
- 4 被災された方々の痛みを最小化すること
- 5 被災した場合も迅速な復旧復興を可能にすること

第2節 強靱化を推進する上での基本的な方針

国土強靱化の理念を踏まえ、大規模自然災害に備えて、事前防災、減災及び迅速な復旧復興に資する強靱な地域づくりについて、東日本大震災や熊本地震など過去の災害から得られた経験を教訓としつつ、以下の方針に基づき推進する。

- 1 強靱化に向けた取組姿勢
 - (1) 本町の強靱性を損なう要因についてあらゆる側面から検討を加え、取組みにあたること。
 - (2) 短期的な視点のみならず、長期的な視野を持って計画的な取組にあたること。
 - (3) 災害に強いまちづくりを進めることにより、地域の活力を高め、地域経済の持続的な成長につなげるとともに、町内各地域の特性を踏まえつつ、地域間の連携を強化する視点を持つこと。
 - (4) 大規模災害に備え、県及び県内市町村の連携だけでなく、国、他都道府県及び民間との連携を強化し、広域的な応援・受援体制を整備すること。
- 2 効率的かつ効果的な施策の推進
 - (1) 災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせて効果的に施策を推進するとともに、このための体制を早急に整備すること。
 - (2) 「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官（国、県、市

町村)と民(住民、民間事業者等)が適切に連携及び役割分担して取り組むこと。

- (3) 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫すること。
- (4) 人口の減少や社会資本の老朽化等を踏まえるととも、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図ること。
- (5) 国の施策の適切かつ積極的な活用、既存の社会資本の有効活用、民間資金の積極的な活用を図ること等により、効率的かつ効果的に施策を推進すること。
- (6) 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。
- (7) 人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進すること。

3 地域の特性に応じた施策の推進

- (1) 地域の強靱化の推進には、地域の共助による取組みも重要であることから、人のつながりやコミュニティ機能の維持に努めること。
- (2) 高齢者、障がい者、外国人、女性、子供等の状況に配慮して施策を講じること。
- (3) 自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮すること。

第3章 本町の地域特性

第1節 本町の概況（地理的条件、人口など）

1 地理的条件

本町は、熊本県庁や熊本市中心部の北東部約 15km に位置し、雄大な阿蘇に源を發した白川中流域の平坦地にあり、地理・風土など全般的に恵まれた土地条件を備えた町である。町域は、東西 11.8km、南北 9.4km で、総面積は 37.46 km² であり、地形的には、町の中央部を東西に貫流する一級河川・白川を中心とした堆積地性低地からなり、その周辺には水田が広がっている。これと平行して南部と北部に標高 40～100m の緩やかなローム層畑作台地が、さらに最南部と最北部には標高 100～200m のやや高いローム層森林台地（北部の合志台地、南部の白水台地）が広がっている。町域の約 80% は穏やかな丘陵地で占められ、様々な樹種が分布しており、丘陵地のうち、ほ場整備が完了した農地が 5 割以上を占め、山林と宅地が 1 割強を占めている。

本町の都市計画区域は、行政区域全体の 3,746ha であり、市街化区域は 589ha で、都市計画区域の約 15.7% を占めている。用途地域は、住居系が 461.5ha（市街化区域全体の 78.4%）、商業系が 10.0ha（1.7%）、工業系が 117.7ha（20.0%）となっており、住居系の占める割合がとて高くなっている。

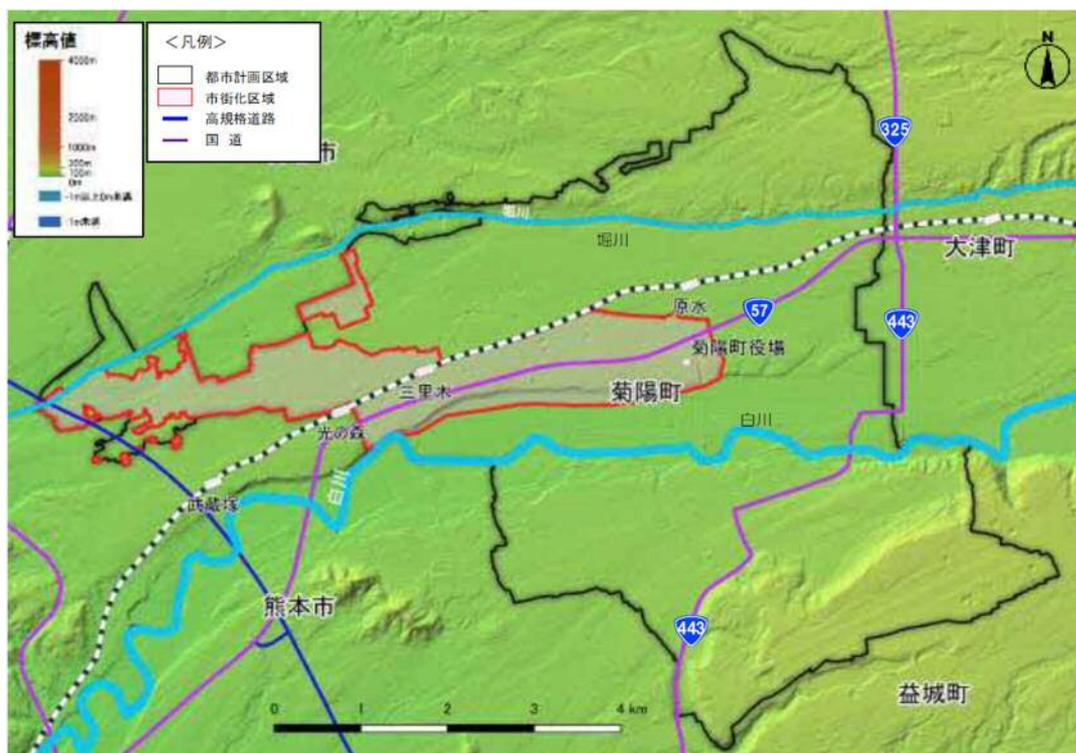


図 1 菊陽町の地勢

出典：菊陽町都市計画マスタープラン、令和3年度

2 歴史的条件

本町の前身「菊陽村」は、昭和30年に菊池郡津田村、原水村、及び上益城郡白水村の3村が合併して誕生し、昭和44年に町制を施行した。以後、昭和46年に熊本都市計画区域に含まれたことや新熊本空港の開港、九州縦貫自動車道の開通などを契機に都市化が始まった。特に県下のマンモス団地「武蔵ヶ丘団地」などの建設により熊本市近郊の住宅地へと変貌し、また、菊陽バイパス（現国道57号）や国体関連道路等の開通、さらに、菊陽バイパスの沿道等における土地区画整理事業（第一・第二土地区画整理事業、武蔵ヶ丘東ニュータウン土地区画整理事業）による新たな住宅地や商業地等が形成され、県内で最も勢いのある町の一つとなっている。

3 人口

本町の人口は、1954（昭和29）年から1973（昭和48）年の高度経済成長期に緩やかな人口減少がみられたが、1970年代と2000年代の大規模な住宅開発に伴い人口が急増している。1975年及び2000年からの10年間ではそれぞれ9,000人を超える増加がみられる。平成27年4月6日には人口40,000人（住民基本台帳）に到達した。

年齢3区分別の人口の推移をみると、総人口に比例して生産年齢人口、年少人口、老年人口、共に増加傾向にある。現在までは、老年人口よりも年少人口が上回り続けているが、その差は年々と縮まってきており、将来の高齢化の兆候がうかがえる。

社人研による2015（平成27）年以降の推計では、今後も総人口は増加を続け、2040（令和22）年には43,258人になると見込まれている。また、2015（平成27）年以降は生産年齢人口が減少傾向に転じることに反し、老年人口は増加を続け、2040（令和22）年には総人口の3割を占めると推計されている。



図2 年齢3区分別人口の推移

出典：菊陽町人口ビジョン 2015-2040、平成27年度

4 産業

豊かな阿蘇の伏流水（地下水）や白川の恵みを受けた農業は、米、麦、野菜、花き、畜産などが盛んで、特に人参は国の産地指定を受け、「菊陽人参」ブランドで全国に出荷され、人参を使った焼酎も特産品として開発された。また、大規模な公園や温泉・農産物直売所などを備えた施設を整備し、都市部と農村部の交流を図りながら、農業の活性化にも努めている。

工業では、熊本空港、鉄道、高速道路等の交通アクセスの良さや豊富な地下水が評価され、熊本テクノポリス計画の中心地として各種の企業が進出し、近年では、「ソニー」や「富士フイルム」といった世界的な大企業の工場が立地し、セミコンテクノパークを中心に工業地域を形成している。また、2021（令和 3）年 11 月には、台湾 TSMC が第二原水工業団地に工場を建設することが発表された。

5 公共施設

本町の公共施設は、全国的な傾向と同様、老朽化した施設が増えてきている。これらを維持管理していくためにかかる毎年の経費や、老朽化に伴い必要となる建替えや改修の経費は、今後の町の財政にとって、大きな負担となることが予想される。また、少子高齢化の進行といった社会環境の変化も視野に入れつつ、公共施設の適正配置と有効活用について、検討を進めることが求められている。

主な公共施設は、表 1 のとおりである。

表 1 公共施設一覧

●町の機関	住 所	電 話
菊陽町役場	菊陽町久保田 2800 番地	232-2111 (代)
菊陽町光の森町民センター	菊陽町光の森 2 丁目 1 番地 1	237-6555 (西部支所)
西部町民センター	菊陽町武蔵ヶ丘北 3 丁目 5 番 1 号	338-3443
三里木町民センター	菊陽町津久礼 2962 番地 2	232-5536
老人福祉センター	菊陽町久保田 2623 番地	232-3593
東部町民センター	菊陽町久保田 1309 番地 2	232-3803
菊陽町福祉支援センター	菊陽町久保田 2596 番地	232-4824
ふれあいの森研修センター	菊陽町原水 4652 番地 24	233-1080
菊陽杉並木公園管理センター	菊陽町原水 5326 番地	349-2533
武蔵ヶ丘コミュニティセンター	菊陽町光の森 1 丁目 3517 番地 3	232-5697
中央公民館	菊陽町久保田 2598 番地	232-2116
光の森防災広場	菊陽町光の森 3 丁目 2 番地 2	232-2110 (危機管理防災課)
菊陽町民体育館	菊陽町久保田 2598 番地	232-2116
菊陽町図書館	菊陽町原水 1438 番地 1	232-0404
菊陽町図書館ホール	菊陽町原水 1438 番地 1	232-7756
ふれあい交流・福祉支援センター	菊陽町武蔵ヶ丘北 1 丁目 6 番 34 号	337-6830
南部町民センター	菊陽町曲手 498 番地 3	292-3200
総合交流ターミナルさんふれあ	菊陽町原水 5359 番地	232-8690
【保育所】		
なかよし園	菊陽町久保田 1230 番地 1	232-2762
みどり園	菊陽町原水 2050 番地 1	232-0452
【小学校】		
菊陽北小学校	菊陽町原水 4652 番地	232-0453
菊陽中部小学校	菊陽町津久礼 411 番地	232-2001
菊陽南小学校	菊陽町曲手 397 番地	232-2002
武蔵ヶ丘小学校	菊陽町武蔵ヶ丘北 1 丁目 2 番 1 号	338-2132
菊陽西小学校	菊陽町原水 5666 番地 40	232-1745
武蔵ヶ丘北小学校	菊陽町武蔵ヶ丘北 3 丁目 5 番 2 号	338-2500
【中学校】		
菊陽中学校	菊陽町久保田 2563 番地	232-2004
武蔵ヶ丘中学校	菊陽町光の森 1 丁目 3518 番地	232-4110
●大学		
熊本県立技術短期大学校	菊陽町原水 4455 番地 1	232-9700
尚綱大学武蔵ヶ丘キャンパス	菊陽町武蔵ヶ丘北 2 丁目 8 番 1 号	338-8840
●私立幼稚園		
美鈴幼稚園	菊陽町武蔵ヶ丘北 3 丁目 1 番 35 号	338-6158
●私立保育所		
光の森キャロット保育園	菊陽町光の森 7 丁目 16 番地 2	233-0098
こうのとり保育園	菊陽町原水 5666 番地 22	285-4651
優貴保育園	菊陽町原水 1462 番地	232-8977
元気の森ラビット保育園	菊陽町武蔵ヶ丘北 3 丁目 1 番 31 号	288-5808
三里木保育園	菊陽町津久礼 2313 番地 1	285-1105
津久礼ヶ丘保育園	菊陽町津久礼 2 番地 3	288-6591
げんき保育園	菊陽町沖野 2 丁目 18 番 2 号	282-8460
もみじ園	菊陽町原水 5208 番地 11	232-2009
白菊保育園	菊陽町曲手 499 番地 1	232-2770
白鈴保育園	菊陽町新山 1 丁目 2 番 32 号	232-2764
さくら園	菊陽町津久礼 408 番地	232-2763
光の森武蔵ヶ丘保育園	菊陽町武蔵ヶ丘 1 丁目 13 番 1 号	338-3883
●幼保連携型認定こども園		
尚綱大学短期大学部附属こども園	菊陽町武蔵ヶ丘北 2 丁目 8 番 1 号	幼児棟：096-338-6771 保育棟：096-338-6111

●警察機関		
大津警察署津久礼駐在所	菊陽町津久礼 880 番地 4	232-2027
大津警察署光の森交番	菊陽町光の森 7 丁目 15 番地 5	232-8100
運転免許センター	菊陽町幸川 2655 番地	233-0110
●消防		
菊池広域連合消防本部/菊池南消防署	菊陽町原水 7 番地 1	232-9331
●郵政		
熊本北郵便局	菊陽町光の森 2 丁目 6 番地 1	233-5511
菊陽原水郵便局	菊陽町原水 2189 番地 9	232-2870
菊陽久保田郵便局	菊陽町久保田 2803 番地 5	232-5801
三里木簡易郵便局	菊陽町津久礼 2212 番地 1	232-1945
●商工会		
菊陽町商工会	菊陽町久保田 2816 番地	232-2757
●その他		
菊陽町社会福祉協議会	菊陽町久保田 2623 番地	232-3593
●菊池地域農業協同組合		
菊陽中央支所	菊陽町久保田 2897 番地	232-2211

◎町外の公共機関

●町外の機関	住 所	電 話
大津菊陽水道企業団	菊池郡大津町陣内1938番地1	293-7711(代)
おおきく土地改良区	菊池郡大津町陣内1782番地2	293-6851
菊池環境保全組合	菊池郡大津町大津115番地	293-2555
菊池環境工場クリーンの森合志	合志市幾久富460番地	248-0330
環境美化センター	菊池郡大津町大津115番地	293-1222
菊池地域振興局	菊池市隈府1272番地10	0968-25-4111
菊池税務署	菊池市隈府874番地1	0968-25-2121
大津警察署	菊池郡大津町室676番地	294-0110
熊本地方法務局阿蘇大津支局	菊池郡大津町引水710番地5	293-2272
菊池地域農業協同組合	菊池市旭志村川辺1875番地	0968-23-3500
阿蘇くまもと空港	上益城郡益城町小谷1802番地2	232-2311
菊池広域連合	菊池市泗水町福本383番地	0968-38-0171
クリーンセンター花房(し尿処理場)	菊池市木柑子1294番地	0968-24-0065
大津火葬場	菊池郡大津町大津110番地	293-7730

出典：令和3年 菊陽町の概要

第2節 自然環境

1 地形

本町の全域は、阿蘇外輪山の裾野で、大阿蘇火山の一部であるとともに、阿蘇外輪山西麓の肥後台地の一部でもある。

また、町のほぼ中央を一級河川白川が東西に貫流しており、両側に、白川によって浸食または堆積して形成された、標高 60m 内外の氾濫原が白川に平行して広がっている。

本町の北部と南部には標高 200m 前後の台地（北部に合志台地、南部に白水台地）があり、氾濫原との間は緩やかに傾斜し、台地と氾濫原との境界には斜面が形成されている。

2 河川

本町には、中心部を東西方向に流れる一級河川・白川と、それとほぼ平行して町北部をながれる二級河川・堀川がある。

白川、堀川とも本町域での氾濫がみられており、今後も流域の開発により更に水量が増加することが予想され、改修が進められている。

3 樹林地

樹林地は、町北部の合志台地と南部の白水台地上に、ある程度まとまって広がっている。斜面緑地は、土砂崩れの防止、雨水の保水機能、地下水のかん養、自然景観の形成といった機能を有しており、町域の台地や氾濫原の境の細長い斜面に、分布して広がっている。

また、県道熊本菊陽線沿いには、豊後街道菊陽杉並木があり、本町の代表的な景観を形成している。

4 気候

本町の気候は、「多日照・多雨・高温」の熊本県の中でも、穏やかな気候である。

熊本地方における令和3年の年間平均気温は 17.9℃（最高気温 36.5℃、最低気温 -4.8℃）で、年間降水量は 2,347.5mm となっており、そのうち 42.7%にあたる 1002.5mm が、8月に降っている。

（気象庁 HP：過去の気象データ検索より）

第3節 本町における災害リスク

(1) 梅雨の大雨による水害

熊本県は、九州中部の西側に位置し、三方を山地に囲まれ、西側だけが海に面して開けているため、東シナ海から暖かく湿った空気が流入しやすく、流入したその空気は九州山地等の斜面に当たり上昇気流を発生させ、その地域に大雨をもたらす。平成24年7月に発生した熊本広域大水害（九州北部豪雨）では、このシステムで阿蘇外輪山周辺に次から次に積乱雲を発生させる、いわゆるバック・ビルディング現象により24時間で500mmを超える大雨（阿蘇乙姫）を引き起こした。本町を流れる白川・堀川の上流域もこのような地形により大雨が降りやすい場所となっており、過去に多くの水害をもたらしている。

また、近年は、都市構造や宅地開発に伴う環境の変化により、水害も多様化している状況である。

(2) 台風による災害

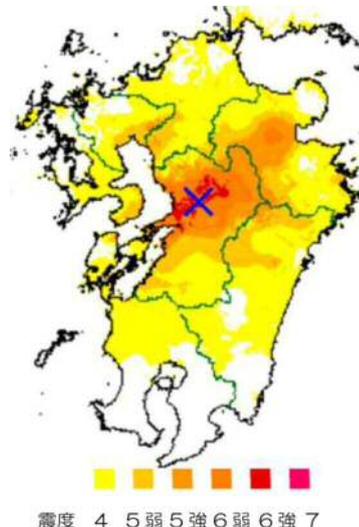
本町は九州山地の連峰が大きな壁をなしているため、7月から9月にかけて台風が九州の東側を進む場合は比較的軽微であるが、台風が天草に上陸するか、九州西岸に接近して北上する場合は、大きな被害をもたらす。一方台風が九州の東側を進む場合は、風による災害に比べて大雨による被害が発生しやすい。

(3) 地震災害

平成28年熊本地震では、平成28年4月14日に日奈久断層帯（高野一白旗区間）の活動に伴う前震と、同月16日に布田川断層帯（布田川区間）の活動に伴う本震が発生。震度5強と震度6弱という強い地震がわずか28時間以内に2度発生した。

本県には布田川断層帯、日奈久断層帯、人吉盆地南縁断層、緑川断層帯等が存在しており、地震調査研究推進本部地震調査委員会によると県内の主要活断層帯における地震発生確率は表3のとおりであり、日奈久断層帯（八代区間）及び日奈久断層帯（日奈久区間）がS*ランク、人吉盆地南縁断層がA*ランクと評価されている。

また、県で実施した「熊本県地震・津波被害想定調査」によると、本町では、南海トラフ地震の発生により震度5強の地震の発生が想定されている。



熊本地震の推計震度分布
出典：気象庁ウェブサイト 平成28年

表 2 菊陽町における主な災害

年月日	被害名	被害地域	被害状況
H11. 9. 23 ～9. 24	台風 18 号	町内全域	交通止め 2 停電世帯及び断水全域 文教施設等 13 農業施設 58 公共施設 15 罹災世帯 1 その他住家、非住家等世帯被害 957
H16. 9. 7 ～8	台風 18 号	町内全域	重傷者 1 軽傷者 1 半壊 5 一部破損 305 その他 57 罹災世帯 420
H18. 6. 24 ～7. 7	豪雨	町内全域	法面崩落 1 道路 5 水路 1 床上浸水 1
H23. 6. 12	豪雨	町内全域	床下浸水 1 水路 1
H24. 7. 12	熊本広域 大水害 (九州北部 豪雨)	町内全域	床上浸水 29 床下浸水 52 罹災世帯 27 農地の冠水 65ha 農道 1, 227m
H28. 4. 14 以降	熊本地震	町内全域	4/14 震度 5 強 (前震) 4/16 震度 6 弱 (本震) 全壊 15 半壊 671 一部損壊 5, 147 関連死 6 重傷者 14 軽傷者 15 最大避難者数 8, 000 応急仮設住宅 20 その他公共施設、商業施設被害多数 (R3. 5. 13 現在)

出典：菊陽町地域防災計画、令和 3 年

表 3 県内の主要活断層帯における地震発生確率

層帯名	予想地震規模 (マグニチュード)	相対的評価	30 年以内に 地震が発生する確率
布田川断層帯 (宇土半島北岸区間)	7.2 程度以上	X ランク※ 1	不明
布田川断層帯 (宇土区間)	7.0 程度	X ランク※ 1	不明
布田川断層帯 (布田川区間)	7.0 程度	Z ランク	ほぼ 0%
日奈久断層帯 (八代海区間)	7.3 程度	S * ランク	ほぼ 0%～16%
日奈久断層帯 (日奈久区間)	7.5 程度	S * ランク	ほぼ 0%～6%
日奈久断層帯 (高野-白旗区間)	6.8 程度	X ランク※ 1	不明
緑川断層帯	7.4 程度	Z ランク	0.04%～0.09%
出水断層帯	7.0 程度	A * ランク	ほぼ 0%～1%
人吉盆地南縁断層帯	7.1 程度	A * ランク	1%以下
万年山-崩平山断層帯	7.3 程度	Z ランク	0.004%以下

出典：菊陽町地域防災計画、令和 3 年

(4) 阿蘇火山噴火

阿蘇山の中岳は有史以降も噴火を繰り返し、火山砕屑物を噴出している。中岳火口は、数個の火口が南北に連なる長径 1,100m の複合火口で、近年は北端の第 1 火口が活動している。第 1 火口は非活動期には「湯だまり」と呼ばれる火口湖が形成され、活動期には湯だまりが消失して黒色砂状の火山灰を噴出するとともに、赤熱噴石等の放出を伴う噴火も発生し、時には、激しい水蒸気噴火やマグマ水蒸気噴火を起こすこともある。

なお、阿蘇火山の噴火についての予知は困難であるが、過去に、火山灰で農作物等に多大な被害をもたらしている。

第4章 脆弱性評価

第1節 評価の枠組み及び手順

1 想定する自然災害（リスク）

本計画においては、第3章で示した本町の地域特性及び過去に発生した災害を踏まえ、本町に甚大な被害をもたらすおそれがある大規模自然災害を対象とする。

2 起きてはならない最悪の事態の設定

国の基本計画においては、8つの「事前に備えるべき目標」と、その妨げとなるものとして45の「起きてはならない最悪の事態」が設定されているが、本町の地域特性を考慮して、8つの「事前に備えるべき目標」と、42の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

表 4 起きてはならない最悪の事態

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	
1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	大規模地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
		1-2	大規模地震等による不特定多数が集まる施設の倒壊・火災による死傷者の発生
		1-3	台風や集中豪雨等の大規模風水害等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生
		1-4	大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり脆弱性が高まる事態
		1-5	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	避難所の被災や大量の避難者発生等による避難場所の絶対的不足及び支援機能の麻痺
		2-3	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2-4	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足、支援ルートの途絶による救助・救急活動の麻痺
		2-5	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
		2-6	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
		2-7	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	信号機の全面停止等による重大交通事故の多発
		3-2	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
		4-2	郵便事業の長期停止による種々の重要な郵便物が送達できない事態
		4-3	テレビ・ラジオ放送の中断等により情報が伝達できない事態

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	
5	大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下
		5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
		5-3	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		5-4	農地や農業用施設等の大規模な被災による農林水産業の競争力の低下
		5-5	基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止
		5-6	金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態
		5-7	食料等の安定供給の停滞
6	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や石油・LP ガスサプライチェーンの機能の停止
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
		6-5	異常湧水や地震等による地下水の変化等による用水の供給の途絶
7	制御不能な二次災害を発生させない	7-1	市街地での大規模火災の発生
		7-2	沿線・沿道の建築物等倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
		7-3	ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-4	有害物質の大規模拡散・流出
		7-5	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
		7-6	火山噴火による地域社会への甚大な影響
		7-7	風評被害等による地域経済等への甚大な影響
8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者、ボランティア等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	被災者の生活再建が大幅に遅れる事態
		8-4	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-5	道路や鉄道等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-6	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

3 個別施策分野及び横断的分野

42 のリスクシナリオを回避するために必要な個別の施策分野として6分野、また、横断的分野として4分野を設定する。

表 5 個別施策分野

項 目	
1	防災・消防・防犯等
2	教育・文化
3	生活基盤
4	健康・福祉
5	経済・情報
6	自然・環境

表 6 横断的分野

項 目	
1	リスクコミュニケーション
2	人材育成
3	官民連携
4	老朽化対策

第2節 脆弱性評価方法

42 のリスクシナリオごとに、起きてはならない最悪の事態を回避するための施策（以下「プログラム」という。）を抽出し、本町における取組状況などの調査を行い、課題の分析・評価を実施する。

第5章 脆弱性評価の実施結果

第1節 脆弱性評価結果のポイント

1 事前に備えるべき目標ごとのポイント

(1) 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる。

- 大規模地震等の発生時、交通渋滞等による逃げ遅れにより、多数の死傷者が発生するおそれがあるため、円滑な避難に資する道路や橋梁の整備が必要である。
- 大規模地震時、市街地などの住宅密集地では広域にわたって同時に火災が発生し、大規模火災となるおそれがあることから、住宅密集地における火災の拡大防止対策を進める必要がある。
- 大規模地震時の住宅倒壊により多数の死傷者が発生するおそれがあるため、住宅の適切な維持管理・耐震化の必要がある。
- 大規模災害により、多くの死傷者が発生した場合、火葬場の火葬能力が不足するおそれがあるため、大規模災害時における火葬の実施体制を構築する必要がある。
- 大規模災害時、町の人員体制では、多種多様かつ膨大な応急対応業務について、状況に即した対応ができないおそれがあるため、県及び県内の自治体間の応援・受援の体制整備の充実を図る必要がある。
- 大規模災害時、適切に管理されていない建物は老朽化し倒壊や延焼の危険性があることから、空き家対策を実施する必要がある。
- 大規模災害時、物資等の提供及び救出・救助が遅れ、多数の死傷者の発生が懸念されることから、支援物資の供給や応援部隊の活動を行う拠点を整備する必要がある。
- 高齢者、障害者、外国人、難病患者、乳幼児、妊産婦などの要配慮者が十分なケアを受けられず、避難所等における生活に支障を来すおそれがあることから、避難行動要支援者名簿の作成・共有化、避難行動要支援者の避難支援についての具体的な推進方法を定めた計画(全体計画)・避難行動要支援者一人一人の支援計画を定めた計画(個別計画)の作成や、研修等の支援及び住民参加による防災訓練など、平時から対策を推進していく必要がある。
- 大規模災害により、地域活動の縮小・休止等によるコミュニティの機能が低下し、当該地域の復旧・復興が大幅に遅れるおそれがあることから、平時から地域コミュニティの維持や活性化を図るとともに、一時的に地域コミュニティが崩れた場合の対応策を講じておく必要がある。

- 大規模災害時の混乱した状況下において、防災上の必要な情報が十分に伝達されず、避難行動の遅れが生じることで、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、住民への迅速かつ的確な情報の周知・伝達体制の強化が必要である。
- 大規模災害時には家屋等の倒壊だけでなく、家具や備品の転倒等により人的被害が拡大するおそれがあることから、各家庭や事業所において、身の回りの災害対策を進める必要がある。
- 消防本部は人員が限られ、複数個所で同時に発生した災害に迅速に対応できないおそれがあることから、地域の防災力の強化を図るため、消防団員の確保及び資機材の整備を図る必要がある。
- 大規模地震時には、建物の火災等により、施設の機能停止や人的被害が拡大するおそれがあることから、円滑な消防活動のために消防水利の整備が必要である。
- 大規模風水害時の河川氾濫等により広域的な浸水被害が発生するおそれがあることから、計画的に河川整備を進める必要がある。
- 台風や集中豪雨等により、森林及びその下流域において山地崩壊等による被害が発生するおそれがあるため、適切な森林整備を推進する必要がある。
- 大規模災害直後の混乱した状況下において、防災上の必要な情報が伝達されないおそれがあることから、学校・家庭内での情報連絡体制及び児童生徒等が自分の身の安全を確保するための意識啓発並びに防災体制の整備が必要である。
- 大規模災害時、避難行動の遅れにより多数の死傷者が発生するおそれがあることから、住民の迅速な避難を促す必要がある。
- 大規模災害時には、混乱した状況の中で各種の対策を並行して十分に実施できないおそれがあることから、災害対応業務の実効性を高める必要がある。
- 大規模災害時、通信施設が被災し、県と国・市町村等の防災関係機関との通信が途絶するおそれがあることから、通信を確保する体制を整備する必要がある。
- 大規模災害時、行政の災害対応能力にも限界があり、防災実動機関や消防団などの到着に時間を要した場合、人的被害が拡大するおそれがあることから、発災直後から救助部隊等による救出・救助活動が行われるまでの間、地域において被災者の安否確認や避難誘導に対応する必要がある。

(2) 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）。

- 大規模災害時や異常渇水時、飲料水等の供給が長期間停止することを防止するため、飲料水等を確保する必要がある。
- 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により被災地への食料・飲料水等の供給が停止するおそれがあるため、本町と他市町村を結ぶ道路ネットワークの充実・強化、町内各地域を結ぶ道路網の確保が必要である。
- 大規模災害時、水道施設の被害の発生により、飲料水の供給が長期間停止するおそれがあることから、老朽化した水道施設の更新等により耐災性を高めるため、大津菊陽水道企業団との連携により安定した水の供給を確保する必要がある。
- 大規模災害時、電気やガス、水道などのライフラインの停止や、多くの住宅が損壊することにより指定避難所の収容定員を大きく超える避難者が発生するなど、備蓄分だけでは食料等が不足するおそれがあることから、家庭や事業所、行政機関における備蓄に加え、官民が連携して避難所等に食料等の支援物資を円滑に供給できる体制を整える必要がある。
- 大規模災害時、電気やガス、水道などのライフラインの停止、商業店舗の被災による休業のほか、物資が十分に供給されるまで一定の時間を必要とすることにより、発災直後は食料・飲料水等が不足するおそれがあることから、家庭や事業所において備蓄を行う必要がある。
- 大規模災害時、電気やガス、水道などのライフラインの停止や、多くの住宅が損壊することにより指定避難所の収容定員を大きく超える避難者が発生するなど、備蓄が不足するおそれがあることから、避難所等における需要に応じた備蓄を確保する必要がある。
- 大規模災害時、膨大な量の災害関連業務の発生等により、行政だけでは被災者支援に対応できないおそれがあることから、ボランティアとの連携体制を整える必要がある。
- 大規模災害時、避難所の被災や大量の避難者発生等により、避難所の開設や運営が困難となるおそれがあることから、発災後、被災者が速やかに避難し安心して生活できるよう、平時から体制を整備する必要がある。
- 大規模災害時、水道施設の被害の発生により、飲料水の供給が長期間停止するおそれがあることから、大津菊陽水道企業団との連携により安定した水の供給を確保する必要がある。

- 大規模災害時、道路寸断により孤立集落が発生するおそれがあるため、県内各地域や集落間を結ぶ道路の確保が必要である。
- 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により救助・救急活動が停滞するおそれがあるため、本町と他市町村を結ぶ道路ネットワークの充実・強化、町内各地域を結ぶ道路網の確保が必要である。
- 大規模災害時、多数の負傷者の発生により応急処置等に対応できないおそれがあることから、救護所等で活動する医療従事者を確保する必要がある。
- 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により医療活動の支援が停滞するおそれがあるため、本町と他市町村を結ぶ道路ネットワークの充実・強化、町内各地域を結ぶ道路網の確保が必要である。
- 大規模災害時、救助・救急、消火活動の遅れにより多数の死傷者が発生するおそれがあることから、迅速・的確に救助・救急活動及び消火活動を実施するため、災害時の対処能力を強化する必要がある。
- 大規模災害時、浸水被害等により、感染症の発生・まん延のおそれがあることから、平時から感染症予防体制を構築する必要がある。
- 衛生面の悪化や避難生活の長期化等により、食中毒や感染症等の発生、避難者の健康悪化のおそれがあることから、健康面への対処に向けた体制整備が必要である。
- 大規模災害時、下水道施設の被災による衛生面の悪化により疫病・感染症等が大規模に発生するおそれがあるため、災害時の下水道処理機能の確保及び早期回復を図ることができる体制を平時から構築する必要がある。

(3) 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する。

- 大規模災害時、信号機等の交通安全施設の倒壊等に伴う信号機の全面停止等により、重大交通事故が多発し死傷者が発生するおそれがあることから、交通安全施設等の耐震化など、関係機関と共同の対策が必要である。
- 行政機関の機能不全は、応急・復旧・復興対策の円滑な実施に直接的に影響することから、いかなる大規模自然災害発生時においても、必要な機能を維持する必要がある。
- 行政機関の職員や施設等の被災により、防災上の必要な情報が十分に伝達されず、避難行動の遅れが生じるおそれがあることから、住民へ確実に情報の周知・伝達するための体制強化及び機器の整備が必要である。

(4) 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する。

- 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により郵便事業が停止するおそれがあるため、町内外各地域を結ぶ道路網の確保など、関係機関と共同の対策が必要である。
- 大規模災害時、通信施設が被災し、県と国・市町村等の防災関係機関との通信が途絶するおそれがあることから、代替手段を含め通信を確保する体制を整備する必要がある。

(5) 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない。

- 大規模災害時、工場や製造設備の破損等による直接被害や、風評等による間接被害、金融サービス等の機能停止により、被災中小企業の資金繰りが悪化し、倒産するおそれがあることから、金融支援及び経営支援が円滑に実施されるよう、平時から対策を想定する必要がある。
- 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給が停止するおそれがあるため、本町と他市町村を結ぶ道路ネットワークの充実・強化、町内各地域を結ぶ道路網の確保が必要である。
- 大規模災害に伴う産業施設の損壊が、火災や煙の発生、有害物質等の流出をもたらす、周辺市町村民や経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあることから、災害発生時に的確かつ迅速な対応を行う体制の確保など、関係機関と共同の対策が必要である。
- 大規模災害時、農道・林道等の被災により、農作物や木材、特用林産物の出荷等が停止するおそれがあるため、施設等の機能が停止した場合の出荷体制を確保する必要がある。
- 地震や豪雨等により農地や農業用施設が被災することで、生産力が大きく低下するおそれがあることから、農地や農業用施設の被害の防止又は軽減を図る必要がある。
- 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により交通ネットワークの一部が停止するおそれがあるため、本町と他市町村を結ぶ道路ネットワークの充実・強化、町内各地域を結ぶ道路網の確保が必要である。

(6) 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る。

■大規模災害時、電力供給が途絶することで、防災拠点や避難所の機能を維持できないおそれがあることから、電力事業者との大規模災害を想定した連携体制の構築など、関係機関と共同の対策が必要である。

■下水道施設等の被災により、長期にわたり下水処理機能が停止するおそれがあることから、雨水浸透枳の設置等により地下水の人工涵養を推進する必要がある。

■大規模災害時、下水道施設等の被災により、長期にわたり下水処理機能が停止するおそれがあることから、下水道施設の耐震化等を促進する必要がある。

■大規模災害時、道路寸断により地域交通ネットワークが分断されるおそれがあるため、町内各地域や集落間を結ぶ道路の確保が必要である。

(7) 制御不能な二次災害を発生させない。

■大規模災害時の落石防護柵等の道路防災施設の損壊等による二次災害により、人的被害が拡大するおそれがあるため、道路防災施設の安全性の確保が必要である。

■大規模災害時、有害物質の大規模拡散・流出等により、環境に悪影響を及ぼすおそれがあることから、平時から有害物質に係る情報共有や関係機関との連携が必要である。

■農地・森林等の荒廃による被害拡大を防ぐため、国土保全や美しい景観の維持、水源かん養等の環境保全など多面的かつ公益的な機能を有する中山間地域の維持・活性化を図る必要がある。

■断片的な情報や虚偽の情報の拡散により、風評被害の拡大が懸念されることから、正確な情報伝達ができるよう、情報の収集や発信体制をあらかじめ構築する必要がある。

(8) 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。

- 大規模災害時に大量に発生する災害廃棄物の処理や損壊家屋の撤去等の停滞により、復旧・復興が大幅に遅れるおそれがあることから、あらかじめ災害時の廃棄物処理や損壊家屋の撤去に備える必要がある。
- 大規模災害時、住民同士の交流等が希薄な地域のコミュニティの崩壊が懸念されることから、自主防犯・防災組織等の地域コミュニティ力の強化を図る必要がある。
- 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により復旧・復興が停滞するおそれがあるため、本町と他市町村を結ぶ道路ネットワークの充実・強化、町内各地域を結ぶ道路網の確保が必要である。
- 大規模災害時の広域地盤沈下や堤防の倒壊等による浸水被害の発生により、復旧・復興が大幅に遅れるおそれがあるため、浸水を防止する対策が必要である。

2 強靱化施策分野ごとのポイント

個別分野については、リスクシナリオごとの脆弱性評価を行う中で、関連する個別分野の仕分けを実施した。（第8章資料編参照）

横断的分野（リスクコミュニケーション、人材育成、官民連携、老朽化対策）については、リスクシナリオごとの脆弱性評価結果に加え、本町の持つポテンシャル等も加味し、次のとおり整理した。

【リスクコミュニケーション】

- 町、地域住民、コミュニティ、学校、事業者等の関係者がそれぞれの取組のもと、自発的に行動するよう教育・啓発等を通じたコミュニケーションを図ることにより、地域の災害対応力を向上させる必要がある。
- 自主防災活動の推進や地域の助け合いの仕組みづくり等により地域コミュニティの維持や活性化を図るとともに、一時的に地域コミュニティが崩れた場合の対応策を講じておく必要がある。

【人材育成】

- 災害対応に必要な知識やノウハウを身に着けるための町民を対象とした総合防災訓練や出前講座をはじめ、自主防災組織への各種活動支援や消防団員の確保、自主防災リーダー研修などを通じた人材育成を進める必要がある。

【官民連携】

- 大規模災害時に速やかに支援物資の調達などの災害対応が行えるよう、民間企業との協定締結などにより、連携体制を構築しておく必要がある。

【老朽化対策】

- 道路・橋梁、下水道施設をはじめとしたインフラの老朽化が進行する中、長寿命化計画やストックマネジメント計画等に基づく、計画的かつ着実な維持管理・更新を推進していく必要がある。

第2節 起きてはならない最悪の事態に対する脆弱性評価結果

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる。

1-1 大規模地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

○円滑な避難のための道路整備

・大規模地震等の発生時、交通渋滞等による逃げ遅れにより、多数の死傷者が発生するおそれがあるため、円滑な避難に資する道路や橋梁の整備が必要である。

○住宅密集地における火災の拡大防止

・大規模地震時、市街地などの住宅密集地では広域にわたって同時に火災が発生し、大規模火災となるおそれがあることから、住宅密集地における火災の拡大防止対策を進める必要がある。

○住宅の維持管理

・大規模地震時の住宅倒壊により多数の死傷者が発生するおそれがあるため、住宅の適切な維持管理の必要がある。

○住宅の耐震化

・大規模地震時の住宅倒壊により多数の死傷者が発生するおそれがあるため、住宅の耐震化を促進する必要がある。

○火葬体制の確保

・大規模災害により、多くの死傷者が発生した場合、火葬場の火葬能力が不足するおそれがあるため、大規模災害時における火葬の実施体制を構築する必要がある。

○自治体間の応援体制の構築

・大規模災害時、町の人員体制では、多種多様かつ膨大な応急対応業務について、状況に即した対応ができないおそれがあるため、県及び県内の自治体間の応援・受援の体制整備の充実を図る必要がある。

○空き家対策

・大規模災害時、適切に管理されていない建物は老朽化し倒壊や延焼の危険性があることから、空き家対策を実施する必要がある。

○防災拠点の整備

・大規模災害時、物資等の提供及び救出・救助が遅れ、多数の死傷者の発生が懸念されることから、支援物資の供給や応援部隊の活動及び避難者の受入れを行う拠点を整備する必要がある。

○要配慮者対策の推進

・高齢者、障害者、外国人、難病患者、乳幼児、妊産婦などの要配慮者が十分なケアを受けられず、避難所等における生活に支障を来すおそれがあることから、避難行動要支援者名簿の作成・共有化、避難行動要支援者の避難支援についての具体的な推進方法を定めた計画(全体計画)・避難行動要支

援者一人一人の支援計画を定めた計画（個別計画）の作成や、研修等の支援及び住民参加による防災訓練など、平時から対策を推進していく必要がある。

○地域コミュニティの維持

・大規模災害により、地域活動の縮小・休止等によるコミュニティの機能が低下し、当該地域の復旧・復興が大幅に遅れるおそれがあることから、平時から地域コミュニティの維持や活性化を図るとともに、一時的に地域コミュニティが崩れた場合の対応策を講じておく必要がある。

○防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達

・大規模災害時の混乱した状況下において、防災上の必要な情報が十分に伝達されず、避難行動の遅れが生じることで、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、住民への迅速かつ的確な情報の周知・伝達体制の強化が必要である。

○家庭・事業所における災害対策

・大規模災害時には家屋等の倒壊だけでなく、家具や備品の転倒等により人的被害が拡大するおそれがあることから、各家庭や事業所において、身の回りの災害対策を進める必要がある。

○消防団における人員、資機材の整備促進

・消防本部は人員に限られ、複数個所で同時に発生した災害に迅速に対応できないおそれがあることから、地域の防災力の強化を図るため、消防団員の確保及び資機材の整備を図る必要がある。

○出火・延焼の抑制

・大規模地震時には、建物の火災等により、施設の機能停止や人的被害が拡大するおそれがあることから、円滑な消防活動のために消防水利の整備が必要である。

1-2 大規模地震等による不特定多数が集まる施設の倒壊・火災による死傷者の発生

○火葬体制の確保【再掲】

○防災拠点の整備【再掲】

○防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達【再掲】

○家庭・事業所における災害対策【再掲】

1-3 台風や集中豪雨等の大規模風水害等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生

○火葬体制の確保【再掲】

○浸水被害の防止に向けた河川整備等

・大規模風水害時の河川氾濫等により広域的な浸水被害が発生するおそれがあることから、計画的に河川整備を進める必要がある。

○防災拠点の整備【再掲】

○要配慮者対策の推進【再掲】

○地域コミュニティの維持【再掲】

○防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達【再掲】

○家庭・事業所における災害対策【再掲】

○消防団における人員、資機材の整備促進【再掲】

1-4 大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり脆弱性が高まる事態

○適切な森林整備の推進

・台風や集中豪雨等により、森林及びその下流域において山地崩壊等による被害が発生するおそれがあるため、適切な森林整備を推進する必要がある。

○要配慮者対策の推進【再掲】

○地域コミュニティの維持【再掲】

○防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達【再掲】

○消防団における人員、資機材の整備促進【再掲】

1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

○火葬体制の確保【再掲】

○学校・家庭の災害対応の機能向上

・大規模災害直後の混乱した状況下において、防災上の必要な情報が伝達されないおそれがあることから、学校・家庭内での情報連絡体制及び児童生徒等が自分の身の安全を確保するための意識啓発並びに防災体制の整備が必要である。

○迅速な避難のための体制整備等

・大規模災害時、避難行動の遅れにより多数の死傷者が発生するおそれがあることから、住民の迅速な避難を促す必要がある。

○家庭・事業所における災害対策【再掲】

○防災訓練の実施

・大規模災害時には、混乱した状況の中で各種の対策を並行して十分に実施できないおそれがあることから、災害対応業務の実効性を高める必要がある。

○通信手段の機能強化

・大規模災害時、通信施設が被災し、県と国・市町村等の防災関係機関との通信が途絶するおそれがあることから、通信を確保する体制を整備する必要がある。

○防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達【再掲】

○自主防災組織の活動の強化

・大規模災害時、行政の災害対応能力にも限界があり、防災実動機関や消防団などの到着に時間を要した場合、人的被害が拡大するおそれがあることから、発災直後から救助部隊等による救出・救助活動が行われるまでの間、地域において被災者の安否確認や避難誘導に対応する必要がある。

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる (それがなされない場合の必要な対応を含む)。

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

○水源の確保

・大規模災害時や異常渇水時、飲料水等の供給が長期間停止することを防止するため、飲料水等を確保する必要がある。

○物資輸送ルートへの確保に向けた道路整備

・大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により被災地への食料・飲料水等の供給が停止するおそれがあるため、本町と他市町村を結ぶ道路ネットワークの充実・強化、町内各地域を結ぶ道路網の確保が必要である。

○水道施設の耐震化等

・大規模災害時、水道施設の被害の発生により、飲料水の供給が長期間停止するおそれがあることから、老朽化した水道施設の更新等により耐震性を高めるため、大津菊陽水道企業団との連携により安定した水の供給を確保する必要がある。

○民間企業・他都道府県・国等と連携した食料等の供給体制の整備

・大規模災害時、電気やガス、水道などのライフラインの停止や、多くの住宅が損壊することにより指定避難所の収容定員を大きく超える避難者が発生するなど、備蓄分だけでは食料等が不足するおそれがあることから、家庭や事業所、行政機関における備蓄に加え、官民が連携して避難所等に食料等の支援物資を円滑に供給できる体制を整える必要がある。

○家庭や事業所における備蓄の促進

・大規模災害時、電気やガス、水道などのライフラインの停止、商業店舗の被災による休業のほか、物資が十分に供給されるまで一定の時間を必要とすることにより、発災直後は食料・飲料水等が不足するおそれがあることから、家庭や事業所において備蓄を行う必要がある。

○備蓄の充実・確保

・大規模災害時、電気やガス、水道などのライフラインの停止や、多くの住宅が損壊することにより指定避難所の収容定員を大きく超える避難者が発生するなど、備蓄が不足するおそれがあることから、避難所等における需要に応じた備蓄を確保する必要がある。

2-2 避難所の被災や大量の避難者発生等による避難場所の絶対的不足及び支援機能の麻痺

○災害ボランティアとの連携

・大規模災害時、膨大な量の災害関連業務の発生等により、行政だけでは被災者支援に対応できないおそれがあることから、ボランティアとの連携体制を整える必要がある。

○避難所の体制整備

・大規模災害時、避難所の被災や大量の避難者発生等により、避難所の開設や運営が困難となるおそれがあることから、発災後、被災者が速やかに避難し安心して生活できるよう、平時から体制を整備する必要がある。

○水道企業団との連携体制の整備

・大規模災害時、水道施設の被害の発生により、飲料水の供給が長期間停止するおそれがあることから、大津菊陽水道企業団との連携により安定した水の供給を確保する必要がある。

○民間企業・他都道府県・国等と連携した食料等の供給体制の整備【再掲】

○防災拠点の整備【再掲】

○要配慮者対策の推進【再掲】

○地域コミュニティの維持【再掲】

2-3 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

○孤立集落の発生防止に向けた道路整備

・大規模災害時、道路寸断により孤立集落が発生するおそれがあるため、県内各地域や集落間を結ぶ道路の確保が必要である。

○適切な森林整備の推進【再掲】

○家庭や事業所における備蓄の促進【再掲】

○備蓄の充実・確保【再掲】

○自主防災組織の活動の強化【再掲】

○消防団における人員、資機材の整備促進【再掲】

2-4 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足、支援ルートの途絶による救助・救急活動の麻痺

○救助・救急ルートの確保に向けた道路整備

・大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により救助・救急活動が停滞するおそれがあるため、本町と他市町村を結ぶ道路ネットワークの充実・強化、町内各地域を結ぶ道路網の確保が必要である。

○消防団における人員、資機材の整備促進【再掲】

○自主防災組織の活動の強化【再掲】

○防災拠点の整備【再掲】

2-5 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

○水道施設の耐震化等【再掲】

○民間企業・他都道府県・国等と連携した食料等の供給体制の整備【再掲】

2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

○医療救護活動の体制整備

・大規模災害時、多数の負傷者の発生により応急処置等に対応できないおそれがあることから、救護所等で活動する医療従事者を確保する必要がある。

○医療活動の支援ルートの確保に向けた道路整備

・大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により医療活動の支援が停滞するおそれがあるため、本町

と他市町村を結ぶ道路ネットワークの充実・強化、町内各地域を結ぶ道路網の確保が必要である。

○警察・消防の災害対処能力の強化

・大規模災害時、救助・救急、消火活動の遅れにより多数の死傷者が発生するおそれがあることから、迅速・的確に救助・救急活動及び消火活動を実施するため、災害時の対処能力を強化する必要がある。

○家庭・事業所における災害対策【再掲】

2-7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

○感染症の発生・まん延防止

・大規模災害時、浸水被害等により、感染症の発生・まん延のおそれがあることから、平時から感染症予防体制を構築する必要がある。

○健康・衛生に関する体制整備

・衛生面の悪化や避難生活の長期化等により、食中毒や感染症等の発生、避難者の健康悪化のおそれがあることから、健康面への対処に向けた体制整備が必要である。

○下水道BCPの充実

・大規模災害時、下水道施設の被災による衛生面の悪化により疫病・感染症等が大規模に発生するおそれがあるため、災害時の下水道処理機能の確保及び早期回復を図ることができる体制を平時から構築する必要がある。

3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する。

3-1 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

○交通安全施設の耐震化等

・大規模災害時、信号機等の交通安全施設の倒壊等に伴う信号機の全面停止等により、重大交通事故が多発し死傷者が発生するおそれがあることから、交通安全施設等の耐震化など、関係機関と共同の対策が必要である。

3-2 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

○行政機能の維持

・行政機関の機能不全は、応急・復旧・復興対策の円滑な実施に直接的に影響することから、いかなる大規模自然災害発生時においても、必要な機能を維持する必要がある。

○防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達【再掲】

・行政機関の職員や施設等の被災により、防災上の必要な情報が十分に伝達されず、避難行動の遅れが生じるおそれがあることから、住民へ確実に情報の周知・伝達するための体制強化及び機器の整備が必要である。

4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する。

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

○迅速な避難のための体制整備等【再掲】

○通信手段の機能強化【再掲】

○防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達【再掲】

4-2 郵便事業の長期停止による種々の重要な郵便物が送達できない事態

○郵便事業の継続に向けた道路整備

・大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により郵便事業が停止するおそれがあるため、町内外各地域を結ぶ道路網の確保など、関係機関と共同の対策が必要である。

4-3 テレビ・ラジオ放送の中断等により情報が伝達できない事態

○防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達【再掲】

○通信手段の機能強化

・大規模災害時、通信施設が被災し、県と国・市町村等の防災関係機関との通信が途絶するおそれがあることから、代替手段を含め通信を確保する体制を整備する必要がある。

5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない。

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下

○物資輸送ルートの確保に向けた道路整備【再掲】

○金融機関や商工団体等との連携

・大規模災害時、工場や製造設備の破損等による直接被害や、風評等による間接被害により、被災中小企業の資金繰りが悪化し、倒産するおそれがあることから、金融支援及び経営支援が円滑に実施されるよう、平時から対策を想定する必要がある。

5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

○エネルギー供給に向けた道路整備

・大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給が停止するおそれがあるため、本町と他市町村を結ぶ道路ネットワークの充実・強化、町内各地域を結ぶ道路網の確保が必要である。

5-3 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

○特定事業者及び防災関係機関との連携等

・大規模災害に伴う産業施設の損壊が、火災や煙の発生、有害物質等の流出をもたらし、周辺市町村民や経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあることから、災害発生時に的確かつ迅速な対応を行う体制の確保など、関係機関と共同の対策が必要である。

5-4 農地や農業用施設等の大規模な被災による農林水産業の競争力の低下

○水源の確保【再掲】

○災害時の集出荷体制の構築

・大規模災害時、農道・林道等の被災により、農作物や木材、特用林産物の出荷等が停止するおそれがあるため、施設等の機能が停止した場合の出荷体制を確保する必要がある。

○農地・農業用施設の保全

・地震や豪雨等により農地や農業用施設が被災することで、生産力が大きく低下するおそれがあることから、農地や農業用施設の被害の防止又は軽減を図る必要がある。

5-5 基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止

○交通ネットワークの確保に向けた道路整備

・大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により交通ネットワークの一部が停止するおそれがあるため、本町と他市町村を結ぶ道路ネットワークの充実・強化、町内各地域を結ぶ道路網の確保が必要である。

5-6 金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態

○金融機関や商工団体等との連携

・大規模災害時、金融サービス等の機能停止により、被災中小企業の資金繰りが悪化し、倒産するおそれがあることから、金融支援及び経営支援が円滑に実施されるよう、平時から対策（事業者におけるBCP策定など）を想定するなど、関係機関と共同の対策が必要である。

5-7 食料等の安定供給の停滞

○物資輸送ルート確保に向けた道路整備【再掲】

○水道施設の耐震化等【再掲】

○民間企業・他都道府県・国等と連携した食料等の供給体制の整備【再掲】

○家庭や事業所における備蓄の促進【再掲】

○備蓄の充実・確保【再掲】

- 6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る。

6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止

○防災拠点等への電力の早期復旧に向けた連携強化

・大規模災害時、電力供給が途絶することで、防災拠点や避難所の機能を維持できないおそれがあることから、電力事業者との大規模災害を想定した連携体制の構築など、関係機関と共同の対策が必要である。

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

○水道施設の耐震化等【再掲】

○民間企業・他都道府県・国等と連携した食料等の供給体制の整備【再掲】

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

○下水道施設等の耐震等

・大規模災害時、下水道施設等の被災により、長期にわたり下水処理機能が停止するおそれがあることから、下水道施設の耐震化等を促進する必要がある。

6-4 地域交通ネットワークが分断する事態

○地域交通ネットワークの確保に向けた道路整備

・大規模災害時、道路寸断により地域交通ネットワークが分断されるおそれがあるため、町内各地域や集落間を結ぶ道路の確保が必要である。

6-5 異常湧水や地震等による地下水の変化等による用水の供給の途絶

○地下水人口涵養の推進

・下水道施設等の被災により、長期にわたり下水処理機能が停止するおそれがあることから、雨水浸透枮の設置等により地下水の人工涵養を推進する必要がある。

○水源の確保【再掲】

○水道施設の耐震化等【再掲】

○民間企業・他都道府県・国等と連携した食料等の供給体制の整備【再掲】

7 制御不能な二次災害を発生させない。

7-1 市街地での大規模火災の発生

○住宅密集地における火災の拡大防止【再掲】

○消防団における人員、資機材の整備促進【再掲】

○空き家対策【再掲】

○防災拠点の整備【再掲】

○警察・消防の災害対処能力の強化【再掲】

○出火・延焼の抑制【再掲】

7-2 沿線・沿道の建築物等倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

○住宅の耐震化【再掲】

○空き家対策【再掲】

7-3 ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

○道路防災施設の維持管理・更新

・大規模災害時の落石防護柵等の道路防災施設の損壊等による二次災害により、人的被害が拡大するおそれがあるため、道路防災施設の安全性の確保が必要である。

7-4 有害物質の大規模拡散・流出

○有害物質の流出対策等

・大規模災害時、有害物質の大規模拡散・流出等により、環境に悪影響を及ぼすおそれがあることから、平時から有害物質に係る情報共有や関係機関との連携が必要である。

7-5 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

○適切な森林整備の推進【再掲】

○中山間地域の振興

・農地・森林等の荒廃による被害拡大を防ぐため、国土保全や美しい景観の維持、水源かん養等の環境保全など多面的かつ公益的な機能を有する中山間地域の維持・活性化を図る必要がある。

7-6 火山噴火による地域社会への甚大な影響

○防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達【再掲】

○家庭・事業所における災害対策【再掲】

○消防団における人員、資機材の整備促進【再掲】

7-7 風評被害等による地域経済等への甚大な影響

○防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達【再掲】

・断片的な情報や虚偽の情報の拡散により、風評被害の拡大が懸念されることから、正確な情報伝達ができるよう、情報の収集や発信体制をあらかじめ構築する必要がある。

8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

○災害廃棄物処理体制等の構築

・大規模災害時に大量に発生する災害廃棄物の処理や損壊家屋の撤去等の停滞により、復旧・復興が大幅に遅れるおそれがあることから、あらかじめ災害時の廃棄物処理や損壊家屋の撤去に備える必要がある。

8-2 復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者、ボランティア等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

○災害ボランティアとの連携【再掲】

○消防団における人員、資機材の整備促進【再掲】

8-3 被災者の生活再建が大幅に遅れる事態

○災害ボランティアとの連携【再掲】

○金融機関や商工団体等との連携【再掲】

8-4 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

○地域コミュニティの維持【再掲】

○消防団における人員、資機材の整備促進【再掲】

○自主防災組織の活動の強化【再掲】

○自主防犯・防災組織等のコミュニティ力の強化

・大規模災害時、住民同士の交流等が希薄な地域のコミュニティの崩壊が懸念されることから、自主防犯・防災組織等の地域コミュニティ力の強化を図る必要がある。

8-5 道路や鉄道等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

○迅速な復旧・復興に向けた道路整備

・大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により復旧・復興が停滞するおそれがあるため、本町と他市町村を結ぶ道路ネットワークの充実・強化、町内各地域を結ぶ道路網の確保が必要である。

○水道施設の耐震化等【再掲】

○民間企業・他都道府県・国等と連携した食料等の供給体制の整備【再掲】

8-6 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

○浸水対策、流域減災対策

・大規模災害時の広域地盤沈下や堤防の倒壊等による浸水被害の発生により、復旧・復興が大幅に遅れるおそれがあるため、浸水を防止する対策が必要である。

第6章 本町強靱化の推進方針

第1節 推進方針のポイント

1 推進方針のポイント

リスクシナリオごとの評価結果をもとに、8つの「事前に備えるべき目標」ごとに推進方針のポイントを次のとおりまとめた。

(1) 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる。

- 大規模地震等の発生時、交通渋滞等による逃げ遅れにより、多数の死傷者が発生するおそれがあるため、円滑な避難に資する道路や橋梁の整備を推進していく。
- 大規模地震時、市街地などの住宅密集地では広域にわたって同時に火災が発生し、大規模火災となるおそれがあることから、住宅密集地における火災の拡大防止対策を進めていく。
- 大規模地震時の住宅倒壊により多数の死傷者が発生するおそれがあるため、住宅の適切な維持管理・耐震化を推進していく。
- 大規模災害により、多くの死傷者が発生した場合、火葬場の火葬能力が不足するおそれがあるため、大規模災害時における火葬の実施体制を構築していく。
- 大規模災害時、町の人員体制では、多種多様かつ膨大な応急対応業務について、状況に即した対応ができないおそれがあるため、県及び県内の自治体間の応援・受援の体制整備の充実を図っていく。
- 大規模災害時、適切に管理されていない建物は老朽化し倒壊や延焼の危険性があることから、空き家対策を実施していく。
- 大規模災害時、物資等の提供及び救出・救助が遅れ、多数の死傷者の発生が懸念されることから、支援物資の供給や応援部隊の活動を行う拠点を整備していく。
- 高齢者、障害者、外国人、難病患者、乳幼児、妊産婦などの要配慮者が十分なケアを受けられず、避難所等における生活に支障を来すおそれがあることから、避難行動要支援者名簿の作成・共有化、避難行動要支援者の避難支援についての具体的な推進方法を定めた計画(全体計画)・避難行動要支援者一人一人の支援計画を定めた計画(個別計画)の作成や、研修等の支援及び住民参加による防災訓練など、平時から対策を推進していく。

- 大規模災害により、地域活動の縮小・休止等によるコミュニティの機能が低下し、当該地域の復旧・復興が大幅に遅れるおそれがあることから、平時から地域コミュニティの維持や活性化を図るとともに、一時的に地域コミュニティが崩れた場合の対応策を講じておく。
- 大規模災害時の混乱した状況下において、防災上の必要な情報が十分に伝達されず、避難行動の遅れが生じることで、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、住民への迅速かつ的確な情報の周知・伝達体制の強化を行っていく。
- 大規模災害時には家屋等の倒壊だけでなく、家具や備品の転倒等により人的被害が拡大するおそれがあることから、各家庭や事業所において、身の回りの災害対策を進められるよう必要な支援を行っていく。
- 消防本部は人員が限られ、複数個所で同時に発生した災害に迅速に対応できないおそれがあることから、地域の防災力の強化を図るため、消防団員の確保及び資機材の整備を図っていく。
- 大規模地震時には、建物の火災等により、施設の機能停止や人的被害が拡大するおそれがあることから、円滑な消防活動のために消防水利の整備を行っていく。
- 大規模風水害時の河川氾濫等により広域的な浸水被害が発生するおそれがあることから、計画的に河川整備を進めていく。
- 台風や集中豪雨等により、森林及びその下流域において山地崩壊等による被害が発生するおそれがあるため、適切な森林整備を推進していく。
- 大規模災害直後の混乱した状況下において、防災上の必要な情報が伝達されないおそれがあることから、学校・家庭内での情報連絡体制及び児童生徒等が自分の身の安全を確保するための意識啓発並びに防災体制の整備を進めていく。
- 大規模災害時、避難行動の遅れにより多数の死傷者が発生するおそれがあることから、住民の迅速な避難を促していく。
- 大規模災害時には、混乱した状況の中で各種の対策を並行して十分に実施できないおそれがあることから、災害対応業務の実効性を高める必要がある。
- 大規模災害時、通信施設が被災し、県と国・市町村等の防災関係機関との通信が途絶するおそれがあることから、通信を確保する体制を整備していく。
- 大規模災害時、行政の災害対応能力にも限界があり、防災実動機関や消防団などの到着に時間を要した場合、人的被害が拡大するおそれがあることから、発災直後から救助部隊等による救出・救助活動が行われるまでの間、地域において被災者の安否確認や避難誘導に対応していく。

(2) 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）。

- 大規模災害時や異常湧水時、飲料水等の供給が長期間停止することを防止するため、飲料水等を確保していく。
- 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により被災地への食料・飲料水等の供給が停止するおそれがあるため、本町と他市町村を結ぶ道路ネットワークの充実・強化、町内各地域を結ぶ道路網を確保していく。
- 大規模災害時、水道施設の被害の発生により、飲料水の供給が長期間停止するおそれがあることから、老朽化した水道施設の更新等により耐災性を高めるため、大津菊陽水道企業団との連携により安定した水の供給を確保していく。
- 大規模災害時、電気やガス、水道などのライフラインの停止や、多くの住宅が損壊することにより指定避難所の収容定員を大きく超える避難者が発生するなど、備蓄分だけでは食料等が不足するおそれがあることから、家庭や事業所、行政機関における備蓄に加え、官民が連携して避難所等に食料等の支援物資を円滑に供給できる体制を整えていく。
- 大規模災害時、電気やガス、水道などのライフラインの停止、商業店舗の被災による休業のほか、物資が十分に供給されるまで一定の時間を必要とすることにより、発災直後は食料・飲料水等が不足するおそれがあることから、家庭や事業所において備蓄を行っていく。
- 大規模災害時、電気やガス、水道などのライフラインの停止や、多くの住宅が損壊することにより指定避難所の収容定員を大きく超える避難者が発生するなど、備蓄が不足するおそれがあることから、避難所等における需要に応じた備蓄を確保していく。
- 大規模災害時、膨大な量の災害関連業務の発生等により、行政だけでは被災者支援に対応できないおそれがあることから、ボランティアとの連携体制を整えていく。
- 大規模災害時、避難所の被災や大量の避難者発生等により、避難所の開設や運営が困難となるおそれがあることから、発災後、被災者が速やかに避難し安心して生活できるよう、平時から体制を整備していく。
- 大規模災害時、水道施設の被害の発生により、飲料水の供給が長期間停止するおそれがあることから、大津菊陽水道企業団との連携により安定した水の供給を確保していく。
- 大規模災害時、道路寸断により孤立集落が発生するおそれがあるため、県内各地域や集落間を結ぶ道路を確保していく。

- 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により救助・救急活動が停滞するおそれがあるため、本町と他市町村を結ぶ道路ネットワークの充実・強化、町内各地域を結ぶ道路網を確保していく。
- 大規模災害時、多数の負傷者の発生により応急処置等に対応できないおそれがあることから、救護所等で活動する医療従事者を確保していく。
- 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により医療活動の支援が停滞するおそれがあるため、本町と他市町村を結ぶ道路ネットワークの充実・強化、町内各地域を結ぶ道路網を確保していく。
- 大規模災害時、救助・救急、消火活動の遅れにより多数の死傷者が発生するおそれがあることから、迅速・的確に救助・救急活動及び消火活動を実施するため、災害時の対処能力を強化していく。
- 大規模災害時、浸水被害等により、感染症の発生・まん延のおそれがあることから、平時から感染症予防体制を構築していく。
- 衛生面の悪化や避難生活の長期化等により、食中毒や感染症等の発生、避難者の健康悪化のおそれがあることから、健康面への対処に向けた体制整備を図っていく。
- 大規模災害時、下水道施設の被災による衛生面の悪化により疫病・感染症等が大規模に発生するおそれがあるため、災害時の下水道処理機能の確保及び早期回復を図ることができる体制を平時から構築していく。

(3) 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する。

- 大規模災害時、信号機等の交通安全施設の倒壊等に伴う信号機の全面停止等により、重大交通事故が多発し死傷者が発生するおそれがあることから、交通安全施設等の耐震化など、関係機関と共同の対策を図っていく。
- 行政機関の機能不全は、応急・復旧・復興対策の円滑な実施に直接的に影響することから、いかなる大規模自然災害発生時においても、必要な機能を維持していく。
- 行政機関の職員や施設等の被災により、防災上の必要な情報が十分に伝達されず、避難行動の遅れが生じるおそれがあることから、住民へ確実に情報の周知・伝達するための体制強化及び機器を整備していく。

(4) 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する。

- 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により郵便事業が停止するおそれがあるため、町内外各地域を結ぶ道路網の確保など、関係機関と共同の対策を図っていく。
- 大規模災害時、通信施設が被災し、県と国・市町村等の防災関係機関との通信が途絶するおそれがあることから、代替手段を含め通信を確保する体制を整備していく。

(5) 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない。

- 大規模災害時、工場や製造設備の破損等による直接被害や、風評等による間接被害により、被災中小企業の資金繰りが悪化し、倒産するおそれがあることから、金融支援及び経営支援が円滑に実施されるよう、平時から対策を想定していく。
- 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給が停止するおそれがあるため、本町と他市町村を結ぶ道路ネットワークの充実・強化、町内各地域を結ぶ道路網を確保していく。
- 大規模災害に伴う産業施設の損壊が、火災や煙の発生、有害物質等の流出をもたらし、周辺住民や経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあることから、災害発生時に的確かつ迅速な対応を行う体制の確保など、関係機関と共同の対策を図っていく。
- 大規模災害時、農道・林道等の被災により、農作物や木材、特用林産物の出荷等が停止するおそれがあるため、施設等の機能が停止した場合の出荷体制を確保していく。
- 地震や豪雨等により農地や農業用施設が被災することで、生産力が大きく低下するおそれがあることから、農地や農業用施設の被害の防止又は軽減を図っていく。
- 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により交通ネットワークの一部が停止するおそれがあるため、本町と他市町村を結ぶ道路ネットワークの充実・強化、町内各地域を結ぶ道路網を確保していく。
- 大規模災害時、金融サービス等の機能停止により、被災中小企業の資金繰りが悪化し、倒産するおそれがあることから、金融支援及び経営支援が円滑に実施されるよう、平時から対策（事業者における BCP 策定など）を想定するなど、関係機関と共同の対策を図っていく。

(6) 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る。

- 大規模災害時、電力供給が途絶することで、防災拠点や避難所の機能を維持できないおそれがあることから、電力事業者との大規模災害を想定した連携体制の構築など、関係機関と共同の対策を図っていく。
- 大規模災害時、下水道施設等の被災により、長期にわたり下水処理機能が停止するおそれがあることから、下水道施設の耐震化等を促進していく。
- 大規模災害時、道路寸断により地域交通ネットワークが分断されるおそれがあるため、町内各地域や集落間を結ぶ道路を確保していく。
- 下水道施設等の被災により、長期にわたり下水処理機能が停止するおそれがあることから、雨水浸透枳の設置等により地下水の人工涵養を推進していく。

(7) 制御不能な二次災害を発生させない。

- 大規模災害時の落石防護柵等の道路防災施設の損壊等による二次災害により、人的被害が拡大するおそれがあるため、道路防災施設の安全性を確保していく。
- 大規模災害時、有害物質の大規模拡散・流出等により、環境に悪影響を及ぼすおそれがあることから、平時から有害物質に係る情報共有や関係機関との連携を図っていく。
- 農地・森林等の荒廃による被害拡大を防ぐため、国土保全や美しい景観の維持、水源かん養等の環境保全など多面的かつ公益的な機能を有する中山間地域の維持・活性化を図っていく。
- 断片的な情報や虚偽の情報の拡散により、風評被害の拡大が懸念されることから、正確な情報伝達ができるよう、情報の収集や発信体制をあらかじめ構築していく。

(8) 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。

- 大規模災害時に大量に発生する災害廃棄物の処理や損壊家屋の撤去等の停滞により、復旧・復興が大幅に遅れるおそれがあることから、あらかじめ災害時の廃棄物処理や損壊家屋の撤去に備える。
- 大規模災害時、住民同士の交流等が希薄な地域のコミュニティの崩壊が懸念されることから、自主防犯・防災組織等の地域コミュニティ力の強化を図っていく。
- 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により復旧・復興が停滞するおそれがあるため、本町と他市町村を結ぶ道路ネットワークの充実・強化、町内各地域を結ぶ道路網を確保していく。
- 大規模災害時の広域地盤沈下や堤防の倒壊等による浸水被害の発生により、復旧・復興が大幅に遅れるおそれがあるため、浸水を防止する対策を図っていく。

2 強靱化施策分野ごとのポイント

【リスクコミュニケーション】

- 町、地域住民、コミュニティ、学校、事業者等の関係者がそれぞれの取組のもと、自発的に行動するよう教育・啓発等を通じたコミュニケーションを図ることにより、地域の災害対応力を向上させる必要がある。
- 自主防災活動の推進や地域の助け合いの仕組みづくり等により地域コミュニティの維持や活性化を図るとともに、一時的に地域コミュニティが崩れた場合の対応策を講じておく必要がある。

【人材育成】

- 災害対応に必要な知識やノウハウを身に着けるための町民を対象とした総合防災訓練や出前講座をはじめ、自主防災組織への各種活動支援や消防団員の確保、自主防災リーダー研修などを通じた人材育成を進める必要がある。

【官民連携】

- 大規模災害時に速やかに支援物資の調達などの災害対応が行えるよう、民間企業との協定締結などにより、連携体制を構築しておく必要がある。

【老朽化対策】

- 道路・橋梁、下水道施設をはじめとしたインフラの老朽化が進行する中、長寿命化計画やストックマネジメント計画等に基づく、計画的かつ着実な維持管理・更新を推進していく必要がある。

第2節 リスクシナリオごとの推進方針

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる。

1-1 大規模地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

○円滑な避難のための道路整備

・大規模地震等の発生時、交通渋滞等による逃げ遅れにより、多数の死傷者が発生するおそれがあるため、円滑な避難に資する道路や橋梁の整備を推進していく。

○住宅密集地における火災の拡大防止

・大規模地震時、市街地などの住宅密集地では広域にわたって同時に火災が発生し、大規模火災となるおそれがあることから、住宅密集地における火災の拡大防止対策を進めていく。

○住宅の維持管理

・大規模地震時の住宅倒壊により多数の死傷者が発生するおそれがあるため、住宅の適切な維持管理を行っていく。

○住宅の耐震化

・大規模地震時の住宅倒壊により多数の死傷者が発生するおそれがあるため、住宅の耐震化を促進していく。

○火葬体制の確保

・大規模災害により、多くの死傷者が発生した場合、火葬場の火葬能力が不足するおそれがあるため、大規模災害時における火葬の実施体制を構築していく。

○自治体間の応援体制の構築

・大規模災害時、町の人員体制では、多種多様かつ膨大な応急対応業務について、状況に即した対応ができないおそれがあるため、県及び県内の自治体間の応援・受援の体制整備の充実を図っていく。

○空き家対策

・大規模災害時、適切に管理されていない建物は老朽化し倒壊や延焼の危険性があることから、空き家対策を実施していく。

○防災拠点の整備

・大規模災害時、物資等の提供及び救出・救助が遅れ、多数の死傷者の発生が懸念されることから、支援物資の供給や応援部隊の活動及び避難者の受入れを行う拠点を整備していく。

○要配慮者対策の推進

・高齢者、障害者、外国人、難病患者、乳幼児、妊産婦などの要配慮者が十分なケアを受けられず、避難所等における生活に支障を来すおそれがあることから、避難行動要支援者名簿の作成・共有化、避難行動要支援者の避難支援についての具体的な推進方法を定めた計画(全体計画)・避難行動要支援者一人一人の支援計画を定めた計画(個別計画)の作成や、研修等の支援及び住民参加による防災訓練など、平時から対策を推進していく。

<p>○地域コミュニティの維持</p> <p>・大規模災害により、地域活動の縮小・休止等によるコミュニティの機能が低下し、当該地域の復旧・復興が大幅に遅れるおそれがあることから、平時から地域コミュニティの維持や活性化を図るとともに、一時的に地域コミュニティが崩れた場合の対応策を講じておく。</p>
<p>○防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達</p> <p>・大規模災害時の混乱した状況下において、防災上の必要な情報が十分に伝達されず、避難行動の遅れが生じることで、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、住民への迅速かつ的確な情報の周知・伝達体制の強化を行っていく。</p>
<p>○家庭・事業所における災害対策</p> <p>・大規模災害時には家屋等の倒壊だけでなく、家具や備品の転倒等により人的被害が拡大するおそれがあることから、各家庭や事業所において、身の回りの災害対策を進められるよう必要な支援を行っていく。</p>
<p>○消防団における人員、資機材の整備促進</p> <p>・消防本部は人員が限られ、複数個所で同時に発生した災害に迅速に対応できないおそれがあることから、地域の防災力の強化を図るため、消防団員の確保及び資機材の整備を図っていく。</p>
<p>○出火・延焼の抑制</p> <p>・大規模地震時には、建物の火災等により、施設の機能停止や人的被害が拡大するおそれがあることから、円滑な消防活動のために消防水利の整備を行っていく。</p>

<p>1-2 大規模地震等による不特定多数が集まる施設の倒壊・火災による死傷者の発生</p>
<p>○火葬体制の確保【再掲】</p>
<p>○防災拠点の整備【再掲】</p>
<p>○防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達【再掲】</p>
<p>○家庭・事業所における災害対策【再掲】</p>

<p>1-3 台風や集中豪雨等の大規模風水害等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生</p>
<p>○火葬体制の確保【再掲】</p>
<p>○浸水被害の防止に向けた河川整備等</p> <p>・大規模風水害時の河川氾濫等により広域的な浸水被害が発生するおそれがあることから、計画的に河川整備を進めていく。</p>
<p>○防災拠点の整備【再掲】</p>
<p>○要配慮者対策の推進【再掲】</p>
<p>○地域コミュニティの維持【再掲】</p>
<p>○防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達【再掲】</p>
<p>○家庭・事業所における災害対策【再掲】</p>

○消防団における人員、資機材の整備促進【再掲】

1-4 大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり脆弱性が高まる事態

○適切な森林整備の推進

・台風や集中豪雨等により、森林及びその下流域において山地崩壊等による被害が発生するおそれがあるため、適切な森林整備を推進していく。

○要配慮者対策の推進【再掲】

○地域コミュニティの維持【再掲】

○防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達【再掲】

○消防団における人員、資機材の整備促進【再掲】

1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

○火葬体制の確保【再掲】

○学校・家庭の災害対応の機能向上

・大規模災害直後の混乱した状況下において、防災上の必要な情報が伝達されないおそれがあることから、学校・家庭内での情報連絡体制及び児童生徒等が自分の身の安全を確保するための意識啓発並びに防災体制の整備を進めていく。

○迅速な避難のための体制整備等

・大規模災害時、避難行動の遅れにより多数の死傷者が発生するおそれがあることから、住民の迅速な避難を促していく。

○家庭・事業所における災害対策【再掲】

○防災訓練の実施

・大規模災害時には、混乱した状況の中で各種の対策を並行して十分に実施できないおそれがあることから、災害対応業務の実効性を高めていく。

○通信手段の機能強化

・大規模災害時、通信施設が被災し、県と国・市町村等の防災関係機関との通信が途絶するおそれがあることから、通信を確保する体制を整備していく。

○防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達【再掲】

○自主防災組織の活動の強化

・大規模災害時、行政の災害対応能力にも限界があり、防災実動機関や消防団などの到着に時間を要した場合、人的被害が拡大するおそれがあることから、発災直後から救助部隊等による救出・救助活動が行われるまでの間、地域において被災者の安否確認や避難誘導に対応していく。

【主な重要業績指標】

指標名	単位	現状値	目標値 (R7)
町民1人当たりの公園面積	m ²	8.9	10
人口1万人当たりの出火件数	件/年	1.7	0.4
市街化区域の宅地化率	%	87.5	90

指標名	単位	現状値	目標値 (R7)
認知症サポーター養成者数	人/年	788	950
町行政へ意見や要望が反映されていると感じる町民の割合	%	39.4	40

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）。

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
<p>○水源の確保</p> <p>・大規模災害時や異常渇水時、飲料水等の供給が長期間停止することを防止するため、飲料水等を確保していく。</p>
<p>○物資輸送ルートへの確保に向けた道路整備</p> <p>・大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により被災地への食料・飲料水等の供給が停止するおそれがあるため、本町と他市町村を結ぶ道路ネットワークの充実・強化、町内各地域を結ぶ道路網を確保していく。</p>
<p>○水道施設の耐震化等</p> <p>・大規模災害時、水道施設の被害の発生により、飲料水の供給が長期間停止するおそれがあることから、老朽化した水道施設の更新等により耐震性を高めるため、大津菊陽水道企業団との連携により安定した水の供給を確保していく。</p>
<p>○民間企業・他都道府県・国等と連携した食料等の供給体制の整備</p> <p>・大規模災害時、電気やガス、水道などのライフラインの停止や、多くの住宅が損壊することにより指定避難所の収容定員を大きく超える避難者が発生するなど、備蓄分だけでは食料等が不足するおそれがあることから、家庭や事業所、行政機関における備蓄に加え、官民が連携して避難所等に食料等の支援物資を円滑に供給できる体制を整えていく。</p>
<p>○家庭や事業所における備蓄の促進</p> <p>・大規模災害時、電気やガス、水道などのライフラインの停止、商業店舗の被災による休業のほか、物資が十分に供給されるまで一定の時間を必要とすることにより、発災直後は食料・飲料水等が不足するおそれがあることから、家庭や事業所において備蓄を行っていく。</p>
<p>○備蓄の充実・確保</p> <p>・大規模災害時、電気やガス、水道などのライフラインの停止や、多くの住宅が損壊することにより指定避難所の収容定員を大きく超える避難者が発生するなど、備蓄が不足するおそれがあることから、避難所等における需要に応じた備蓄を確保していく。</p>
2-2 避難所の被災や大量の避難者発生等による避難場所の絶対的不足及び支援機能の麻痺
<p>○災害ボランティアとの連携</p> <p>・大規模災害時、膨大な量の災害関連業務の発生等により、行政だけでは被災者支援に対応できない</p>

おそれがあることから、ボランティアとの連携体制を整えていく。

○避難所の体制整備

・大規模災害時、避難所の被災や大量の避難者発生等により、避難所の開設や運営が困難となるおそれがあることから、発災後、被災者が速やかに避難し安心して生活できるよう、平時から体制を整備していく。

○水道企業団との連携体制の整備

・大規模災害時、水道施設の被害の発生により、飲料水の供給が長期間停止するおそれがあることから、大津菊陽水道企業団との連携により安定した水の供給を確保していく。

○民間企業・他都道府県・国等と連携した食料等の供給体制の整備【再掲】

○防災拠点の整備【再掲】

○要配慮者対策の推進【再掲】

○地域コミュニティの維持【再掲】

2-3 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

○孤立集落の発生防止に向けた道路整備

・大規模災害時、道路寸断により孤立集落が発生するおそれがあるため、県内各地域や集落間を結ぶ道路の確保が必要である。

○適切な森林整備の推進【再掲】

○家庭や事業所における備蓄の促進【再掲】

○備蓄の充実・確保【再掲】

○自主防災組織の活動の強化【再掲】

○消防団における人員、資機材の整備促進【再掲】

2-4 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足、支援ルートへの途絶による救助・救急活動の麻痺

○救助・救急ルートの確保に向けた道路整備

・大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により救助・救急活動が停滞するおそれがあるため、本町と他市町村を結ぶ道路ネットワークの充実・強化、町内各地域を結ぶ道路網を確保していく。

○消防団における人員、資機材の整備促進【再掲】

○自主防災組織の活動の強化【再掲】

○防災拠点の整備【再掲】

2-5 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

○水道施設の耐震化等【再掲】

○民間企業・他都道府県・国等と連携した食料等の供給体制の整備【再掲】

2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

○医療救護活動の体制整備

・大規模災害時、多数の負傷者の発生により応急処置等に対応できないおそれがあることから、救護所等で活動する医療従事者を確保していく。

○医療活動の支援ルートの確保に向けた道路整備

・大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により医療活動の支援が停滞するおそれがあるため、本町と他市町村を結ぶ道路ネットワークの充実・強化、町内各地域を結ぶ道路網を確保していく。

○警察・消防の災害対処能力の強化

・大規模災害時、救助・救急、消火活動の遅れにより多数の死傷者が発生するおそれがあることから、迅速・的確に救助・救急活動及び消火活動を実施するため、災害時の対処能力を強化していく。

○家庭・事業所における災害対策【再掲】

2-7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

○感染症の発生・まん延防止

・大規模災害時、浸水被害等により、感染症の発生・まん延のおそれがあることから、平時から感染症予防体制を構築していく。

○健康・衛生に関する体制整備

・衛生面の悪化や避難生活の長期化等により、食中毒や感染症等の発生、避難者の健康悪化のおそれがあることから、健康面への対処に向けた体制整備を図っていく。

○下水道BCPの充実

・大規模災害時、下水道施設の被災による衛生面の悪化により疫病・感染症等が大規模に発生するおそれがあるため、災害時の下水道処理機能の確保及び早期回復を図ることができる体制を平時から構築していく。

【主な重要業績指標】

指標名	単位	現状値	目標値 (R7)
町民1人当たりの公園面積	m ²	8.9	10
人口1万人当たりの出火件数	件/年	1.7	0.4
特定健康診査受診率	%	43	60

3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する。

3-1 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

○交通安全施設の耐震化等

・大規模災害時、信号機等の交通安全施設の倒壊等に伴う信号機の全面停止等により、重大交通事故が多発し死傷者が発生するおそれがあることから、交通安全施設等の耐震化など、関係機関と共同の対策を図っていく。

3-2 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

○行政機能の維持

・ 行政機関の機能不全は、応急・復旧・復興対策の円滑な実施に直接的に影響することから、いかなる大規模自然災害発生時においても、必要な機能を維持していく。

○防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達【再掲】

・ 行政機関の職員や施設等の被災により、防災上の必要な情報が十分に伝達されず、避難行動の遅れが生じるおそれがあることから、住民へ確実に情報の周知・伝達するための体制強化及び機器を整備していく。

【主な重要業績指標】

指標名	単位	現状値	目標値 (R7)
他市町村との連携により相互利用できるサービスの数	件	5	10

4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する。

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

○迅速な避難のための体制整備等【再掲】

○通信手段の機能強化【再掲】

○防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達【再掲】

4-2 郵便事業の長期停止による種々の重要な郵便物が送達できない事態

○郵便事業の継続に向けた道路整備

・ 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により郵便事業が停止するおそれがあるため、町内外各地域を結ぶ道路網の確保など、関係機関と共同の対策を図っていく。

4-3 テレビ・ラジオ放送の中断等により情報が伝達できない事態

○防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達【再掲】

○通信手段の機能強化

・ 大規模災害時、通信施設が被災し、県と国・市町村等の防災関係機関との通信が途絶するおそれがあることから、代替手段を含め通信を確保する体制を整備していく。

【主な重要業績指標】

指標名	単位	現状値	目標値 (R7)
町行政へ意見や要望が反映されていると感じる町民の割合	%	39.4	40

5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない。

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下

○物資輸送ルートの確保に向けた道路整備【再掲】

○金融機関や商工団体等との連携

・大規模災害時、工場や製造設備の破損等による直接被害や、風評等による間接被害により、被災中小企業の資金繰りが悪化し、倒産するおそれがあることから、金融支援及び経営支援が円滑に実施されるよう、平時から対策を想定していく。

5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

○エネルギー供給に向けた道路整備

・大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給が停止するおそれがあるため、本町と他市町村を結ぶ道路ネットワークの充実・強化、町内各地域を結ぶ道路網を確保していく。

5-3 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

○特定事業者及び防災関係機関との連携等

・大規模災害に伴う産業施設の損壊が、火災や煙の発生、有害物質等の流出をもたらし、周辺住民や経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあることから、災害発生時に的確かつ迅速な対応を行う体制の確保など、関係機関と共同の対策を図っていく。

5-4 農地や農業用施設等の大規模な被災による農林水産業の競争力の低下

○水源の確保【再掲】

○災害時の集出荷体制の構築

・大規模災害時、農道・林道等の被災により、農作物や木材、特用林産物の出荷等が停止するおそれがあるため、施設等の機能が停止した場合の出荷体制を確保していく。

○農地・農業用施設の保全

・地震や豪雨等により農地や農業用施設が被災することで、生産力が大きく低下するおそれがあることから、農地や農業用施設の被害の防止又は軽減を図っていく。

5-5 基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止

○交通ネットワークの確保に向けた道路整備

・大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により交通ネットワークの一部が停止するおそれがあるため、本町と他市町村を結ぶ道路ネットワークの充実・強化、町内各地域を結ぶ道路網を確保していく。

5-6 金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態

○金融機関や商工団体等との連携

・大規模災害時、金融サービス等の機能停止により、被災中小企業の資金繰りが悪化し、倒産するおそれがあることから、金融支援及び経営支援が円滑に実施されるよう、平時から対策（事業者におけるBCP策定など）を想定するなど、関係機関と共同の対策を図っていく。

5-7 食料等の安定供給の停滞

○物資輸送ルートの確保に向けた道路整備【再掲】

○水道施設の耐震化等【再掲】

○民間企業・他都道府県・国等と連携した食料等の供給体制の整備【再掲】

○家庭や事業所における備蓄の促進【再掲】

○備蓄の充実・確保【再掲】

【主な重要業績指標】

指標名	単位	現状値	目標値 (R7)
白川中流域水田湛水事業の推定かん養量	万㎡	1774	2100

- 6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る。

6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LP ガスサプライチェーンの機能の停止

○防災拠点等への電力の早期復旧に向けた連携強化

・大規模災害時、電力供給が途絶することで、防災拠点や避難所の機能を維持できないおそれがあることから、電力事業者との大規模災害を想定した連携体制の構築など、関係機関と共同の対策を図っていく。

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

○水道施設の耐震化等【再掲】

○民間企業・他都道府県・国等と連携した食料等の供給体制の整備【再掲】

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

○下水道施設等の耐震等

・大規模災害時、下水道施設等の被災により、長期にわたり下水処理機能が停止するおそれがあることから、下水道施設の耐震化等を促進していく。

6-4 地域交通ネットワークが分断する事態

○地域交通ネットワークの確保に向けた道路整備

・大規模災害時、道路寸断により地域交通ネットワークが分断されるおそれがあるため、町内各地域や集落間を結ぶ道路を確保していく。

6-5 異常湧水や地震等による地下水の変化等による用水の供給の途絶

○地下水人口涵養の推進

・下水道施設等の被災により、長期にわたり下水処理機能が停止するおそれがあることから、雨水浸

透枘の設置等により地下水の人工涵養を推進していく。
○水源の確保【再掲】
○水道施設の耐震化等【再掲】
○民間企業・他都道府県・国等と連携した食料等の供給体制の整備【再掲】

【主な重要業績指標】

指標名	単位	現状値	目標値 (R7)
白川中流域水田湛水事業の推定かん養量	万㎡	1774	2100
下水道による雨水対策整備率	%	67.8	73.3

7 制御不能な二次災害を発生させない。

7-1 市街地での大規模火災の発生
○住宅密集地における火災の拡大防止【再掲】
○消防団における人員、資機材の整備促進【再掲】
○空き家対策【再掲】
○防災拠点の整備【再掲】
○警察・消防の災害対処能力の強化【再掲】
○出火・延焼の抑制【再掲】

7-2 沿線・沿道の建築物等倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
○住宅の耐震化【再掲】
○空き家対策【再掲】

7-3 ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
○道路防災施設の維持管理・更新
・大規模災害時の落石防護柵等の道路防災施設の損壊等による二次災害により、人的被害が拡大するおそれがあるため、道路防災施設の安全性を確保していく。

7-4 有害物質の大規模拡散・流出
○有害物質の流出対策等
・大規模災害時、有害物質の大規模拡散・流出等により、環境に悪影響を及ぼすおそれがあることから、平時から有害物質に係る情報共有や関係機関との連携を図っていく。

7-5 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
○適切な森林整備の推進【再掲】
○中山間地域の振興
・農地・森林等の荒廃による被害拡大を防ぐため、国土保全や美しい景観の維持、水源かん養等の環境保全など多面的かつ公益的な機能を有する中山間地域の維持・活性化を図っていく。

7-6 火山噴火による地域社会への甚大な影響

○防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達【再掲】

○家庭・事業所における災害対策【再掲】

○消防団における人員、資機材の整備促進【再掲】

7-7 風評被害等による地域経済等への甚大な影響

○防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達【再掲】

・断片的な情報や虚偽の情報の拡散により、風評被害の拡大が懸念されることから、正確な情報伝達ができるよう、情報の収集や発信体制をあらかじめ構築していく。

【主な重要業績指標】

指標名	単位	現状値	目標値 (R7)
町民1人当たりの公園面積	m ²	8.9	10
人口1万人当たりの出火件数	件/年	1.7	0.4
市街化区域の宅地化率	%	87.5	90
認知症サポーター養成者数	人/年	788	950
農地の集積率	%	63.8	70

8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

○災害廃棄物処理体制等の構築

・大規模災害時に大量に発生する災害廃棄物の処理や損壊家屋の撤去等の停滞により、復旧・復興が大幅に遅れるおそれがあることから、あらかじめ災害時の廃棄物処理や損壊家屋の撤去に備える。

8-2 復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者、ボランティア等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

○災害ボランティアとの連携【再掲】

○消防団における人員、資機材の整備促進【再掲】

8-3 被災者の生活再建が大幅に遅れる事態

○災害ボランティアとの連携【再掲】

○金融機関や商工団体等との連携【再掲】

8-4 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事

態

○地域コミュニティの維持【再掲】

○消防団における人員、資機材の整備促進【再掲】

○自主防災組織の活動の強化【再掲】

○自主防犯・防災組織等のコミュニティ力の強化

・大規模災害時、住民同士の交流等が希薄な地域のコミュニティの崩壊が懸念されることから、自主防犯・防災組織等の地域コミュニティ力の強化を図っていく。

8-5 道路や鉄道等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

○迅速な復旧・復興に向けた道路整備

・大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により復旧・復興が停滞するおそれがあるため、本町と他市町村を結ぶ道路ネットワークの充実・強化、町内各地域を結ぶ道路網を確保していく。

○水道施設の耐震化等【再掲】

○民間企業・他都道府県・国等と連携した食料等の供給体制の整備【再掲】

8-6 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

○浸水対策、流域減災対策

・大規模災害時の広域地盤沈下や堤防の倒壊等による浸水被害の発生により、復旧・復興が大幅に遅れるおそれがあるため、浸水を防止する対策を図っていく。

【主な重要業績指標】

指標名	単位	現状値	目標値 (R7)
自主防災組織率	%	84.6	100
防災士資格取得者数	人	74	130
町行政へ意見や要望が反映されていると感じる町民の割合	%	39.4	40
人口千人当たりの犯罪認知件数	件/年	5.8	3.9
生活サポートセンター相談件数	件/年	110	143
ふれあいサロンの設置数	件	28	31
審議会等への女性の登用割合	%	21.5	24

第3節 プログラムの重点化

限られた資源で効率的かつ効果的に取組を推進するため、施策の重点化を図りながら進める必要がある。本計画では、リスクシナリオの中から、影響の大きさ、緊急度、本町の役割などの観点から、次のとおり 24 のリスクシナリオを選定し、関連するプログラムの重点化を図りながら取組を推進する。

起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	プログラム（施策）
<p>1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる。</p> <p>1-1 大規模地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○菊陽杉並木公園拡張整備事業(防災公園・避難拠点(総合体育館)の整備) ○消防施設及び資機材の整備・充実 ○消防水利の確保と適正配置 ○校舎の大規模改修(菊陽南小学校、菊陽西小学校、武蔵ヶ丘北小学校、武蔵ヶ丘中学校) ○体育館の大規模改修(トイレ改修(菊陽西小学校、武蔵ヶ丘北小学校)、空調設備整備(菊陽中学校を除く全ての学校)他) ○総合体育館の整備 ○スポーツ施設の整備 ○菊陽空港線の延伸 ○杉並木公園線の延伸 ○下原堀川線の延伸 ○南方地区狭あい道路整備 ○曲手地区狭あい道路整備 ○菊陽第二土地区画整理事業地内公園整備事業 ○市街化区域内の用途地域の見直し ○久保田台地の開発構想 ○菊陽町道路附属物点検 ○菊陽町道路土工・構造物点検 ○川久保南方線道路改良事業 ○南方線道路改良事業 ○西部地区幹線道路整備事業 ○鉄砲小路踏切拡幅事業 ○大原踏切拡幅事業

起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	プログラム (施策)
	<ul style="list-style-type: none"> ○南方大人足線道路改良事業 ○JR 原水駅及び JR 新駅周辺の市街地整備 ○住宅及び建築物耐震診断・改修等事業 (住宅・建築物安全ストック形成事業) ○危険ブロック塀等安全確保支援事業 ○避難所における感染予防対策の充実 ○個別避難計画の作成 ○県道大津植木線拡張事業 (県) ○国道 443 号整備 (県)
1-2 大規模地震等による不特定多数が集まる施設の倒壊・火災による死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none"> ○消防施設及び資機材の整備・充実 ○消防水利の確保と適正配置 ○避難所における感染予防対策の充実 ○個別避難計画の作成
1-3 台風や集中豪雨等の大規模風水害等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none"> ○菊陽杉並木公園拡張整備事業(防災公園・避難拠点 (総合体育館) の整備) ○校舎の大規模改修 (菊陽南小学校、菊陽西小学校、武蔵ヶ丘北小学校、武蔵ヶ丘中学校) ○体育館の大規模改修 (トイレ改修 (菊陽西小学校、武蔵ヶ丘北小学校)、空調設備整備 (菊陽中学校を除く全ての学校) 他) ○総合体育館の整備 ○花立地区、武蔵ヶ丘北地区の雨水排水施設の機能拡充 ○雨水調整池の浸透機能の維持 ○避難所における感染予防対策の充実 ○個別避難計画の作成 ○白川河道改修等 (県)
1-4 大規模な火山噴火・土砂災害 (深層崩壊) 等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり脆弱性が高まる事態	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所における感染予防対策の充実
1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none"> ○個別避難計画の作成
<p>2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる (それがなされない場合の必要な対応を含む)。</p>	

起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	プログラム (施策)
2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	<ul style="list-style-type: none"> ○給食調理場の改築・改修・機能強化（菊陽北小学校、菊陽南小学校、武蔵ヶ丘小学校、武蔵ヶ丘北小学校） ○菊陽空港線の延伸 ○杉並木公園線の延伸 ○下原堀川線の延伸 ○川久保南方線道路改良事業 ○南方線道路改良事業 ○西部地区幹線道路整備事業 ○鉄砲小路踏切拡幅事業 ○大原踏切拡幅事業 ○南方大人足線道路改良事業 ○菊陽町橋梁定期点検 ○菊陽町橋梁長寿命化計画策定 ○下戸橋補修事業 ○菊陽町管内舗装維持管理計画策定 ○避難所における感染予防対策の充実 ○老人福祉センター改修事業 ○県道大津植木線拡張事業（県） ○国道 443 号整備（県）
2-2 避難所の被災や大量の避難者発生等による避難場所の絶対的不足及び支援機能の麻痺	<ul style="list-style-type: none"> ○菊陽杉並木公園拡張整備事業（防災公園・避難拠点（総合体育館）の整備） ○校舎の大規模改修（菊陽南小学校、菊陽西小学校、武蔵ヶ丘北小学校、武蔵ヶ丘中学校） ○体育館の大規模改修（トイレ改修（菊陽西小学校、武蔵ヶ丘北小学校）、空調設備整備（菊陽中学校を除く全ての学校）他） ○総合体育館の整備 ○スポーツ施設の整備 ○北部町民センター（仮称）整備の検討 ○個別避難計画の作成 ○老人福祉センター改修事業
2-3 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	<ul style="list-style-type: none"> ○菊陽町橋梁定期点検 ○菊陽町橋梁長寿命化計画策定

起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	プログラム (施策)
	<ul style="list-style-type: none"> ○下戸橋補修事業 ○菊陽町管内舗装維持管理計画策定 ○国道 443 号整備 (県)
<p>2-4 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足、支援ルートの途絶による救助・救急活動の麻痺</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○菊陽杉並木公園拡張整備事業(防災公園・避難拠点(総合体育館)の整備) ○消防施設及び資機材の整備・充実 ○消防水利の確保と適正配置 ○菊陽空港線の延伸 ○杉並木公園線の延伸 ○下原堀川線の延伸 ○川久保南方線道路改良事業 ○南方線道路改良事業 ○西部地区幹線道路整備事業 ○鉄砲小路踏切拡幅事業 ○大原踏切拡幅事業 ○南方大人足線道路改良事業 ○菊陽町橋梁定期点検 ○菊陽町橋梁長寿命化計画策定 ○下戸橋補修事業 ○菊陽町管内舗装維持管理計画策定 ○県道大津植木線拡張事業(県) ○国道 443 号整備(県)
<p>2-5 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○菊陽町橋梁定期点検 ○菊陽町橋梁長寿命化計画策定 ○下戸橋補修事業 ○菊陽町管内舗装維持管理計画策定 ○国道 443 号整備(県)
<p>2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○菊陽空港線の延伸 ○杉並木公園線の延伸 ○下原堀川線の延伸 ○川久保南方線道路改良事業 ○南方線道路改良事業 ○西部地区幹線道路整備事業 ○鉄砲小路踏切拡幅事業

起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	プログラム (施策)
	<ul style="list-style-type: none"> ○大原踏切拡幅事業 ○南方大人足線道路改良事業 ○菊陽町橋梁定期点検 ○菊陽町橋梁長寿命化計画策定 ○下戸橋補修事業 ○菊陽町管内舗装維持管理計画策定 ○国道 443 号整備 (県)
2-7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生	<ul style="list-style-type: none"> ○マンホールトイレの整備 ○避難所における感染予防対策の充実 ○老人福祉センター改修事業
4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する。	
4-2 郵便事業の長期停止による種々の重要な郵便物が送達できない事態	<ul style="list-style-type: none"> ○菊陽空港線の延伸 ○杉並木公園線の延伸 ○下原堀川線の延伸 ○川久保南方線道路改良事業 ○南方線道路改良事業 ○西部地区幹線道路整備事業 ○鉄砲小路踏切拡幅事業 ○大原踏切拡幅事業 ○南方大人足線道路改良事業 ○菊陽町橋梁定期点検 ○菊陽町橋梁長寿命化計画策定 ○下戸橋補修事業 ○菊陽町管内舗装維持管理計画策定 ○国道 443 号整備 (県)
5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動 (サプライチェーンを含む) を機能不全に陥らせない。	
5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下	<ul style="list-style-type: none"> ○菊陽空港線の延伸 ○杉並木公園線の延伸 ○下原堀川線の延伸 ○川久保南方線道路改良事業 ○南方線道路改良事業 ○西部地区幹線道路整備事業 ○鉄砲小路踏切拡幅事業

起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	プログラム (施策)
	<ul style="list-style-type: none"> ○大原踏切拡幅事業 ○南方大人足線道路改良事業 ○菊陽町橋梁定期点検 ○菊陽町橋梁長寿命化計画策定 ○下戸橋補修事業 ○菊陽町管内舗装維持管理計画策定 ○県道大津植木線拡張事業 (県) ○国道 443 号整備 (県)
5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止	<ul style="list-style-type: none"> ○菊陽空港線の延伸 ○杉並木公園線の延伸 ○下原堀川線の延伸 ○川久保南方線道路改良事業 ○南方線道路改良事業 ○西部地区幹線道路整備事業 ○鉄砲小路踏切拡幅事業 ○大原踏切拡幅事業 ○南方大人足線道路改良事業 ○菊陽町橋梁定期点検 ○菊陽町橋梁長寿命化計画策定 ○下戸橋補修事業 ○菊陽町管内舗装維持管理計画策定 ○県道大津植木線拡張事業 (県) ○国道 443 号整備 (県)
5-4 農地や農業用施設等の大規模な被災による農林水産業の競争力の低下	<ul style="list-style-type: none"> ○菊陽町橋梁定期点検 ○菊陽町橋梁長寿命化計画策定 ○下戸橋補修事業 ○菊陽町管内舗装維持管理計画策定 ○新町井手改修事業 ○南方井手改修事業 ○湛水防除機能診断事業 ○水利施設等保全高度化事業 (白水地区) (県) ○ため池整備事業 (馬場楠井手) (県)
5-5 基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停	<ul style="list-style-type: none"> ○菊陽空港線の延伸

起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	プログラム (施策)
止	<ul style="list-style-type: none"> ○杉並木公園線の延伸 ○下原堀川線の延伸 ○川久保南方線道路改良事業 ○南方線道路改良事業 ○西部地区幹線道路整備事業 ○鉄砲小路踏切拡幅事業 ○大原踏切拡幅事業 ○南方大人足線道路改良事業 ○菊陽町橋梁定期点検 ○菊陽町橋梁長寿命化計画策定 ○下戸橋補修事業 ○菊陽町管内舗装維持管理計画策定 ○県道大津植木線拡張事業 (県) ○国道 443 号整備 (県)
5-7 食料等の安定供給の停滞	<ul style="list-style-type: none"> ○菊陽空港線の延伸 ○杉並木公園線の延伸 ○下原堀川線の延伸 ○川久保南方線道路改良事業 ○南方線道路改良事業 ○西部地区幹線道路整備事業 ○鉄砲小路踏切拡幅事業 ○大原踏切拡幅事業 ○南方大人足線道路改良事業 ○菊陽町橋梁定期点検 ○菊陽町橋梁長寿命化計画策定 ○下戸橋補修事業 ○菊陽町管内舗装維持管理計画策定 ○国道 443 号整備 (県)
<p>6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る。</p>	
6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	<ul style="list-style-type: none"> ○花立地区、武蔵ヶ丘北地区の雨水排水施設の機能拡充 ○雨水調整池の浸透機能の維持

起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	プログラム (施策)
	<ul style="list-style-type: none"> ○集落内開発区域、工業団地等の汚水未整備地区の整備促進 ○公共下水道、農業集落排水施設の機能維持のための適切な管理 ○下水道の整備 (汚水・雨水) ○菊陽町下水道ストックマネジメント計画による下水道施設の長寿命化 ○下水道総合地震対策計画による施設の耐震化 ○下水道施設台帳、設備台帳のデジタル化
6-4 地域交通ネットワークが分断する事態	<ul style="list-style-type: none"> ○菊陽空港線の延伸 ○杉並木公園線の延伸 ○下原堀川線の延伸 ○川久保南方線道路改良事業 ○南方線道路改良事業 ○西部地区幹線道路整備事業 ○鉄砲小路踏切拡幅事業 ○大原踏切拡幅事業 ○南方大人足線道路改良事業 ○菊陽町橋梁定期点検 ○菊陽町橋梁長寿命化計画策定 ○下戸橋補修事業 ○菊陽町管内舗装維持管理計画策定 ○光の森駅前横断歩道橋の整備 ○狭あい道路の解消 ○三里木・原水駅間の新駅設置 ○県道大津植木線拡張事業 (県) ○国道 443 号整備 (県)
7 制御不能な二次災害を発生させない。	
7-1 市街地での大規模火災の発生	<ul style="list-style-type: none"> ○菊陽杉並木公園拡張整備事業 (防災公園・避難拠点 (総合体育館) の整備) ○消防施設及び資機材の整備・充実 ○消防水利の確保と適正配置 ○校舎の大規模改修 (菊陽南小学校、菊陽西小学校、武蔵ヶ丘北小学校、武蔵ヶ丘中学校)

起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	プログラム (施策)
	<ul style="list-style-type: none"> ○体育館の大規模改修 (トイレ改修 (菊陽西小学校、武蔵ヶ丘北小学校)、空調設備整備 (菊陽中学校を除く全ての学校) 他) ○総合体育館の整備 ○スポーツ施設の整備 ○菊陽第二土地区画整理事業地内公園整備事業 ○市街化区域内の用途地域の見直し ○久保田台地の開発構想 ○JR 原水駅及び JR 新駅周辺の市街地整備 ○狭あい道路の解消
7-5 農地・森林等の荒廃による被害の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ○農業生産基盤施設の長寿命化及び防災・減災対策 ○新町井手改修事業 ○南方井手改修事業 ○湛水防除機能診断事業 ○水利施設等保全高度化事業 (白水地区) (県) ○ため池整備事業 (馬場楠井手) (県)
8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。	
8-4 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	<ul style="list-style-type: none"> ○北部町民センター (仮称) 整備の検討 ○老人福祉センター改修事業
8-5 道路や鉄道等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	<ul style="list-style-type: none"> ○菊陽空港線の延伸 ○杉並木公園線の延伸 ○下原堀川線の延伸 ○川久保南方線道路改良事業 ○南方線道路改良事業 ○西部地区幹線道路整備事業 ○鉄砲小路踏切拡幅事業 ○大原踏切拡幅事業 ○南方大人足線道路改良事業 ○三里木・原水駅間の新駅設置 ○県道大津植木線拡張事業 (県) ○国道 443 号整備 (県)

第7章 第7章 計画の推進と見直し

第1節 計画の推進体制

本町の強靱化に向けた取組にあたっては、全庁横断的な体制のもとで、全庁一丸となって推進していく必要がある。

また、国、熊本県、関係団体、民間事業者、住民などとの連携・協力を進めることが非常に重要となることから、平時から様々な取り組みを通じた関係構築を進めるとともに、効果的な施策の実施に努めることとする。

第2節 進捗管理

本計画に基づく取組を確実に推進するため、関連事業などの進捗状況を毎年度把握していくものとする。進捗状況の把握にあたっては、菊陽町総合計画など関連計画で行う事業評価（進捗管理）とも連携して実施する。

また、関連事業の進捗状況や各種取組結果などを踏まえ、所管部局が中心となり、各種取組の見直しや改善、必要となる予算の確保などを行いながら進める。更に、本町だけでは対応できない事項については、国・熊本県・関係機関などへの働きかけなどを通じ、事業の推進を図っていくものとする。

第3節 計画の見直し

本計画については、今後の社会情勢の変化、国や熊本県などの強靱化に関する施策の取組状況や本町の施策の進捗状況などを考慮しつつ、計画期間中であっても必要に応じ見直しを行うものとする。

また、毎年度、菊陽町総合計画など他計画とも連携しながら進捗管理を行うものとする。

なお、本計画は、他の分野別計画における国土強靱化に関する指針として位置付けているものであることから、国土強靱化に関係する他の計画については、それぞれ計画の見直し及び修正等の時期に合わせて必要となる検討を行い、本計画と整合を図るものとする。

第8章 資料編（プログラム（施策）及び強靱化施策分野（個別分野））

1 プログラム（施策）の強靱化施策分野（個別分野）一覧

プログラム （施策）	関連する強靱化施策分野					
	防災・消 防・防犯等	教育・文化	生活基盤	健康・福祉	経済・情報	自然・環境
菊陽杉並木公園拡張整備事業(防災公園・避難拠点(総合体育館)の整備)	○					
防災センターの整備	○					
光の森防災広場の活用	○					
災害時要援護者避難支援計画に基づく支援体制の確立	○					
消防団員確保と組織力の強化	○					
消防施設及び資機材の整備・充実	○					
消防水利の確保と適正配置	○					
総合防災マップの作成・配布	○					
Web 版防災マップの作成	○					
防災行政無線の活用	○					
熊本県防災情報メール登録促進	○					
きくよう安心メールの登録促進、配信	○					
Yahoo!防災速報の登録促進、配信	○					
LINE の登録促進、配信	○					
防災情報システムの活用	○					
備蓄・災害用資機材の確保	○					
救援物資、人的支援の受入体制の強化	○					
避難所機能の強化（地区公民館を含む）	○					
福祉避難所の確保、運営強化	○					
マンホールトイレの整備	○					
感染症対策をした避難所の開設	○					
菊池広域連合等による広域行政の推進	○					
熊本連携中枢都市圏による広域行政の推進	○					
自家発電設備の維持管理	○					
民間企業との協定	○					

プログラム (施策)	関連する強靱化施策分野					
	防災・消 防・防犯等	教育・文化	生活基盤	健康・福祉	経済・情報	自然・環境
締結						
耐震性貯水槽の管理	○					
災害時相互応援協定の締結	○					
自主防災組織、防災士の育成	○					
大津警察署や防犯協会との連携強化	○					
防犯灯・防犯カメラの整備推進	○					
防犯セーフティパトロール隊による防犯活動の推進	○					
各地区の自主防犯パトロール隊の育成	○					
消火器や自動体外式除細動器（AED）を使用するための講習会や訓練の促進		○				
校舎の大規模改修（菊陽南小学校、菊陽西小学校、武蔵ヶ丘北小学校、武蔵ヶ丘中学校）		○				
体育館の大規模改修（トイレ改修（菊陽西小学校、武蔵ヶ丘北小学校）、空調設備整備（菊陽中学校を除く全ての学校）他）		○				
総合体育館の整備		○				
スポーツ施設の整備		○				
給食調理場の改築・改修・機能強化（菊陽北小学校、菊陽南小学校、武蔵ヶ丘小学校、武蔵ヶ丘北小学校）		○				
防災教育・防災研修の実施		○				
ボランティア講座などの開催		○				
ボランティア意識の啓発		○				
社会参加活動の支援		○				
菊陽空港線の延伸			○			
杉並木公園線の延伸			○			
下原堀川線の延伸			○			
南方地区狭あい道路整備			○			
曲手地区狭あい道路整備			○			
菊陽第二土地区画整理事業地内公園整備事業			○			
各地区との公園管理委託			○			

プログラム (施策)	関連する強靱化施策分野					
	防災・消 防・防犯等	教育・文化	生活基盤	健康・福祉	経済・情報	自然・環境
市街化区域内の用途地域の見直し			○			
(仮称)光の森多目的広場の活用			○			
久保田台地の開発構想			○			
菊陽町道路附属物点検			○			
菊陽町道路土工・構造物点検			○			
川久保南方線道路改良事業			○			
南方線道路改良事業			○			
西部地区幹線道路整備事業			○			
鉄砲小路踏切拡幅事業			○			
大原踏切拡幅事業			○			
南方大人足線道路改良事業			○			
JR 原水駅及び JR 新駅周辺の市街地整備			○			
住宅及び建築物耐震診断・改修等事業(住宅・建築物安全ストック形成事業)			○			
危険ブロック塀等安全確保支援事業			○			
花立地区、武蔵ヶ丘北地区の雨水排水施設の機能拡充			○			
雨水調整池の浸透機能の維持			○			
菊陽町橋梁定期点検			○			
菊陽町橋梁長寿命化計画策定			○			
下戸橋補修事業			○			
菊陽町管内舗装維持管理計画策定			○			
水道施設の計画的整備の支援			○			
非常時の給水体制の確保			○			
集落内開発区域、工業団地等の汚水未整備地区の整備促進			○			
公共下水道、農業集落排水施設の機能維持のための適切な管理			○			
下水道の整備(汚水・雨水)			○			
菊陽町下水道ストックマネジメント計画による下水道施設の長寿命化			○			
下水道総合地震対策計画による施設の耐震化			○			

プログラム (施策)	関連する強靱化施策分野					
	防災・消 防・防犯等	教育・文化	生活基盤	健康・福祉	経済・情報	自然・環境
下水道施設台帳、 設備台帳のデジタル 化			○			
光の森駅前横断歩 道橋の整備			○			
狭あい道路の解消			○			
農業生産基盤施設 の長寿命化及び防 災・減災対策			○			
新町井手改修事業			○			
南方井手改修事業			○			
湛水防除機能診断 事業			○			
災害廃棄物の処理 の仕方などの普及 啓発・広報			○			
災害廃棄物に関す る応援協定の締結			○			
災害時におけるし 尿及び浄化槽汚泥 の収集運搬等の支 援協定の締結			○			
町営住宅空き家の 提供の支援			○			
わがまちづくり支 援事業の推進			○			
北部町民センター (仮称) 整備の検 討			○			
地区公民館の施設 整備の支援			○			
わがまちづくり支 援事業補助金の交 付			○			
地区公民館建設用 地の貸付			○			
地区公民館整備費 補助の交付			○			
三里木・原水駅間 の新駅設置			○			
道路工事に併せ た、老朽化マンホ ール蓋の取替、公 共樹の民地内移設			○			
民生委員児童委員 活動の充実				○		
地域包括支援セン ター体制の充実				○		
在宅介護支援体制 の充実				○		
認知症高齢者支援 体制の充実				○		
応急医療活動実施 に向けた医療機関 との連絡調整体制 の充実				○		
被災者の健康管理 体制の充実				○		
避難所における感 染予防対策の充実				○		
個別避難計画の作 成				○		
社会福祉協議会へ の支援強化と連携				○		

プログラム (施策)	関連する強靱化施策分野					
	防災・消 防・防犯等	教育・文化	生活基盤	健康・福祉	経済・情報	自然・環境
新たな感染症の発生に備えた体制整備と関係機関との連携強化				○		
感染症対策のための正しい情報・知識の普及啓発、予防接種の推進				○		
地域福祉に関するボランティアの育成				○		
地域福祉や地域課題に関する対話の場づくりのための重層的支援体制の構築				○		
高齢者見守りネットワークの構築				○		
地域づくりの柱となる地域コミュニティ活動の支援				○		
地域女性の会への支援				○		
住民自治の推進と自治活動への支援				○		
地域公民館活動の支援				○		
行政区運営補助金の交付				○		
老人福祉センター改修事業				○		
住居表示の実施					○	
住まいに関する相談と情報の提供					○	
行政情報の提供や窓口業務の多言語対応					○	
窓口への翻訳機の設置					○	
情報発信体制の強化					○	
地域活動における女性の参画拡大					○	
地域防災における女性の参画拡大					○	
放送施設等設置助成金の交付					○	
雨水浸透ますなどの施設設置による地下水かん養の推進						○
優良農地の確保・保全						○
県道大津植木線拡張事業（県）			○			
国道 443 号整備（県）			○			
白川河道改修等（県）			○			
水利施設等保全高度化事業（白水地区）（県）			○			
ため池整備事業（馬場楠井手）			○			

プログラム (施策)	関連する強靱化施策分野					
	防災・消 防・防犯等	教育・文化	生活基盤	健康・福祉	経済・情報	自然・環境
(県)						